

---

令和4年大和町議会9月定例会議会議録

---

令和4年9月6日（火曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	野 田 実 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子育て支 援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番門間浩宇君、13番藤巻博史君を指名します。

---

日程第 2 「議案第64号 大和町議会議員及び大和町長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第64号 大和町議会議員及び大和町長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番馬場久雄君。

15 番 (馬場久雄君)

きのう説明を受けたんですが、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約と、あとそれ以外の契約という二つから選択をするというふうなことですが、この一般乗用の運送業者というのは、例えばバス会社なのか、どういった事業というか、そういったものを、業種といいますか、タクシー業者なのか、バス会社がこういったものを登録しているのか、その辺もうちょっと説明あればと思います。

それで、この自動車の場合、選挙運動期間の、例えば地方議会議員であれば5日間の運動期間ということになると思うんですが、その前後の、例えば、これにはありま

せんけれども、自動車を契約して看板を設置したり拡声器をつけたりというのは必須だと思っんですけれども、その前後の期間というのは含まないだろうと思っんですが、なお確認をしておきたいと思っます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、馬場久雄議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の一般乗用旅客自動車運送事業者につきましては、お話しいただいたとおりバスの運行、あとタクシー業務も含まれるものでございます。期間については、どうしても契約上はその選挙期間、町議会議員ですと火曜日から日曜日ですので、投票日の前の5日間が今回のこの公費負担の対象となります。契約についてその5日間の前後の場合もございますが、あくまでも負担するのはその火曜日から土曜日の5日間ということで、実際に契約した後に契約書の写しと一緒に選挙管理委員会に申出いただきますので、その中で確認してかかる費用のほうを町で負担するというところでございます。よろしくお願ひします。

議 長 （高平聡雄君）

馬場久雄君。

15 番 （馬場久雄君）

そうしますと、期間の問題なんですけど、5日間に関しての請求は町のほうの委員会のほうに請求をする。そして、その前後、例えば、公示される2日前に準備をしなければならぬとなれば、それは個人の、要するに候補者個人のもので、請求を別々に分けるというふうな形になると思っます。その辺も、ちょっともう一回お願ひしたいのと、それでさっき言いましたように、例えば拡声器とか、自動車だけ借りても拡声器とかも運動の道具だと思っんですが、そういったものはどこにも入っていないのでないんですけど、その辺も、例えば拡大を理念とするのであれば、その辺の検討というのはなされなかつたんですかね。

議 長 （高平聡雄君）

千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えいたします。

実際に町で公費負担をするのは5日間でございますが、実際の請求の流れといたしましては、その事業者のほうから町に選挙期間5日間の請求が来るような形で、その請求に基づいて町が業者のほうに支払うという形になります。ですので、その5日間を超えた部分、前後についてはその候補者の方が別途支払うような形になります。実際にその契約の中で、その選挙期間の5日間とそれ以外の期間の金額的な部分も明確に分けた契約ですと、その辺は確かかと思っております。今回の自動車の使用についてはあくまでも選挙運動に使う自動車の部分に限りますので、拡声器とかの改造の部分は公費負担の対象となっておりません。今回町村の議会議員、首長の選挙にも公費負担拡大されたことでございますが、ほかの市議会議員とかそういう部分と同等とするという段階でしたので、自動車の改造の部分までには対象とされてはいなかったもので、その対象としない部分については詳細を把握はしておりません。申し訳ございません、よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

馬場久雄君。

15 番 （馬場久雄君）

このハイヤー方式の場合ですね、多分、よく私分かりませんが、青ナンバーとかそういった形になるので、その上物、例えば乗っけるとかそういったものというのは可能なかどうか、ハイヤー方式の場合ですね。通常は2項目めの形でおのこの頼んでいるのが普通なんですけれども、ちょっと初めてのケースなのでその辺分かっていたら教えていただきたいのと、これの条例改正に当たって、令和2年の12月からの施行ですよね、その6か月前に話として出ているんですけれども、そうしたら今の時期のタイミングというのもちょっと遅いわけではないですけれども、何で今頃、今になったのか、例えばもっと早くに周知しておいてもよかったんじゃないかと思うんですけれども、令和3年に。その辺もご説明あればお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、馬場議員の再質問にお答えいたします。

その青ナンバーの車両の改造について可能かどうかという部分については、申し訳ございません、この場で確実にお答えできる資料ございませんでしたので、その辺は確認をさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。今回この条例の制定が今の時期になったという部分につきましては、質問のとおり、令和2年の12月にはこの公職選挙法の改正が施行されておりました。町のほうでも、いろいろこの条例制定に当たって準備するという期間も必要だった部分ではございますが、実際、この単価が参議院議員選挙の年にその時代の動向を見て単価が改正されるというのが分かっておりましたというのと、実際に町が執行する選挙が来年の10月の町長選挙ということもありまして、その公職選挙法施行令の単価の改正を受けて条令を制定しようというふうを考えておりましたので、町長選挙から約1年前のこの時期に議会の議決をお願いしたいというふうに思ったところでございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 3 「議案第65号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例」

議長（高平聡雄君）



日程第3、議案第65号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第66号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第66号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 「議案第 6 7 号 令和 4 年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 5、議案第 67 号 令和 4 年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。11 番千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

事項別明細書 20 ページ、9 款 5 項 1 節 かな、職員手当、これは合同ハーフマラソン時の職員さんが 100 名程度お手伝いする関係の費用ですが、この合同ハーフマラソン、元は大和町の 65 周年事業とやって、多くの市民の方がランナーとしても、またはいろいろなお手伝い、ボランティア的なものもできるということで、65 周年記念にふさわしいという話をされた中で、この 100 名のほかに町民のボランティアさんというものは募ったんでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

千坂議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回時間外ということで、職員の時間外につきましては 100 名ということで、大和が 100 名、富谷が一応 200 名ということで予定しております。今回、当初ボランティアということで、当初計画では約 400 人ぐらい全体が必要ということで想定しております。今回職員が 100 名ということで 300 ぐらいになるんですけども、今回一般の方のボランティアにつきましては、当初一般ボランティアだったり学生ボランティア等々もいろいろ想定はしていたんですが、今回コロナという状況もございまして、一般のボランティアというのを募集、なかなか難しいのではないかとということで、今回は職員と、あと一部関係機関のほうでの協力ということで、一般のボランティアにつきましては改めて募集はしていないところでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

職員さんの休日出勤の件で、私が知っている限りでは10月3日、あとはこのハーフマラソンの10月23日、11月になると第1週の土日が町民文化祭と産業まつり、中旬になるとお立ち酒の全国大会とめじろ押しの中で、職員さんが全然参加しないのも町の行事としてはおかしいかと思うんですけども、例えば、100名、富谷さんが200名という中で、それぞれ大会の趣旨を重んじるのであれば、数を減らしてもボランティアの参加というのはできると思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

瀬戸正昭君。

生涯学習課長 (瀬戸正昭君)

数を減らしてのボランティアの……、「職員の数を減らしてのボランティア」の声あり)職員につきましては、できる限り大和と富谷の共同事業ということでございますので、できる限り職員が主体というところが1点と、また先ほど申し上げましたとおり、現在のコロナの状況等もございまして、できる限り、ある程度の限られた範囲内で運営のほうは実施したいというふうに考えたところでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (高平聡雄君)

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

もちろん町主体の行事でございますので、職員さんの休日出勤もやむなしかもしれませんが、趣旨が65周年記念事業という最初のお題目で、多くの町民の人、または市民の人が参加できるものだという趣旨の大会運営というものを考えた場合、職員さん減らしてもボランティア募って、総数が一緒であればコロナの問題も回避できると思いますけれどもいかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

ただいまの千坂議員のご質問に答えさせていただきます。

職員の数を減らして、その分一般のボランティアだったりそういったところで町民の参加というところがございます。今回、職員のほかに関係団体ということで地元の消防団だったり、シルバー人材センターなどの協力なども想定はしているところがございます。また、一応運営に当たりましては、やはりある程度の運営に統制といえますか、運営に支障がないように行うためにも、ある程度の町職員の数は必要なのかなというふうなものと考えておりますので、職員が主体となった上で、あとは関係団体、関係者のご協力をいただきながら運営したいというふうに考えて、このような形にしているところがございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。7番馬場良勝君。

7番（馬場良勝君）

私からも2点ほどお尋ねをいたします。

まず、13ページの宮床山田処分場の4款2項1目14節工事請負費ですかね、221万円ということで、どのような工事が行われるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1点なんですけど、前者と同じく20ページの9—5—1の3でマラソン大会なんですけど、やはり最初、昨年でしたか、3月に説明いただいたときには、マラソンというかそういうイベントをする期間に相談をされて、ボランティア400人程度というお話で、総額、おおよそですが3,400万円という金額が出ていたかと思うんですけども、今回のこの対応になると総額も増えてくるのかなという疑問が沸くんですけど、まずその辺お尋ねしたいと思います。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、ただいまの馬場議員の質問にお答えさせていただきます。

山田の最終処分場の側溝の工事でございますが、処分場、3段になってののり面に

なっております。そののり面のところにU字溝といいますか、側溝の埋め込みがされております。その側溝部分が東日本大震災のあたりから、ゆがみが出ていたりとか、その後の大雨等々で周りの地面が、地面というかのり面の土が削られたりというような状況がございました。だんだん、だんだん削られていったりゆがみがひどくなっていたりはしていたんですが、側溝としての機能は果たしていましたが、今年の3月の地震でとどめを刺されたといいますか、すみません、大分崩れてしまいまして、ちょっと側溝としての機能を果たさなくなってしまうものですから、その側溝の改修といいますか、のり面の崩れた部分等の土盛りもしながら、側溝の入替え、それからます等の入替えと、そういったところの工事になるものでございます。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

ただいまの馬場議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今回、先ほど申し上げたように、ボランティアにつきましては大和が100、富谷が200ということで300、またあとそれ以外の関係者で幾分協力いただきまして運営したいと思っております。一応今回、昨年もご説明していたかと思うんですが、予算規模につきましては3,400万円という大会経費を予定しているところでございます。今回、募集とかも締め切りまして、参加人数約2,000人近くの申込みあったところではあるんですけども、それによりまして参加料とかの見込みとか、また7月、8月にかけて各協賛企業のほうにお願い等々いたしているところでございます。それによりまして、金額的なものについては当初計画から現時点でもある程度動いてはいるんですけども、参加料等につきましては当初から100%見ているわけではなくて、ある程度抑えて見ているということで、400万円ほどだったんですけども、それが実際には600万円を超えるだろうと。あと、協賛につきましても当初200万円で見込んでいたんですけども、これも300万円をもう超えるというような形になっているところでございます。ただ、歳出につきましても、やはり当初概算で見込んでおりましたので、それに伴いまして、やはりそれぞれの経費で大きくなったり小さくなったりという、ちょっと増減等々があるところでございます。現在の見込みですと、3,400万円が事業規模的にはもうちょっとだけ増えるかなというふうな、そういった収入とか支出も

含めて動く見込みではあります。あと、当初予算で補助金につきましては、大和、富谷、それぞれ1,000万円ずつ計上しておりますので、この金額につきましては、何とか不足が生じないように今事務局で、まだ額が全部確定はしていないんですけども、できる限りその範囲内で収まるように今努力をしているところでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

まず町民生活課さんから、山田の処分場なんですけど、東日本大震災からというお話があったかと思うんですけども、十何年たつんですよね。土地、私も何度か見させていただいたときもあったんですけども、イノシシの掘り起こしとか随分あって、私も一般質問した経緯もあったんですけども、定期的にもう少しやっておけば、ここまでの金額にならなかったのではないかという、今思いを持っています。

それと、もう一点なんですけど、これ災害対策費というのかな、災害復旧費というのかな、そういう名目で行けるんじゃないかと、例えば補助金とかね、行けるんじゃないかと思うんですけども、そうしなかった理由をお尋ねいたします。

それから、生涯学習課さんなんですけど、コロナ禍もあってということでお話をいただきましたが、やっぱり当初の、先ほど同僚議員も申し上げましたけれども、ちょっと当初の目的と大分様変わりしてしまったなという感覚、私も受けます。やっぱりいろいろな方たちに入ってもらってやるというのが本来の形であろうと私も思いますので、ぜひ来年以降、今回はコロナ対策とかいろいろ気をつけなきゃいけない部分も金額もう少しかかるのかなと私は思っていますので、その辺も含めながら、なるべくこの3,400万円という概算の範囲内で終わるように願っていますけれども、いま一度その辺ご答弁をいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

では、ただいまの馬場議員の再質問にお答えいたします。

なぜ今なのかというお話ですが、先ほども申し上げましたように、震災のときあたりにも若干のゆがみは出ていたのですが、側溝としての機能が果たせていたのでそのまま様子を見ていたというような状況でございました。それで、若干のり面の崩れとかも見られてはいたんですが、側溝としての機能が果たせていたので、ちょっと今まで見送ってしまっていたところが原因です。それで、今回本当に大きく崩れてしまいまして、側溝としての機能が果たせなくなったので今回は修繕をしたほうがいいのではないかとということで、今回修繕工事に踏み切ったわけでございます。

それから、災害に当たりましては、私どものほうもこれは災害復旧費の補助対象になるのではないかとという思いがございました。それで、すぐに県のほうに確認させていただいたんですが、最終処分場跡地ということで、現在もう使われていないところであるということで、それは対象にはならないという県からの回答をいただいたので、こういった一般のほうで通常の修繕という形で行わせていただいた次第でございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

それでは、馬場議員のご質問のほうにお答えさせていただきたいと思えます。

今回、先ほども申し上げたとおり、ちょっとコロナの関係等もありまして、議員さんおっしゃられたように多くの関係者の参加というところで当初予想とは若干違うような形で、ある程度限定した関係者での協力というような形でちょっと進んでいるところはあります。来年以降でございますけれども、来年以降につきましては、ちょっとまだ決定しているところはないものですので、来年以降につきましては、今後改めて実行委員会等と協議していくような形になります。なお、予算につきましては、先ほど申し上げたとおり、当初予算より規模自体は少し大きくなる見込みにはなっております。できる限り町の持ち出しが当初を超えないようには努力はいたしますが、あと、今後さらに詰めていく中で増減は多少出る可能性もありますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

町民生活課さんに、もう一度お尋ねをいたします。要は、単費使って修繕ということなので、今雨も多いですから、また同じようなことが起きる可能性も、私ないとは言えないので、しっかり直していただいて。例えば、もう金額出ているからあれなんですけれども、ます大きくするとかね。あそこ本当に3段になっていて、上、土なんです、ただの。やっぱりその辺もう少し考えながら今後同じことが起きないように見ていっていただければと思いますけれども。最後にご答弁いただければ。

議 長 (高平聡雄君)

阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

施工するに当たりましては、業者さんのほうと打ち合わせをさせていただいて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 「議案第68号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」



議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第68号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7「議案第69号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第7、議案第69号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 「議案第 7 0 号 令和 4 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 8、議案第 70 号 令和 4 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 70 号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 「議案第 7 1 号 令和 4 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 9、議案第 71 号 令和 4 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10「議案第72号 令和4年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第72号 令和4年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11「議案第73号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第11、議案第73号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第74号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第74号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13「認定第1号 令和3年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程第14「認定第2号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第15「認定第3号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第16「認定第4号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第17「認定第5号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出

決算の認定について」

日程第18「認定第6号 令和3年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第19「認定第7号 令和3年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第20「認定第8号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第21「認定第9号 令和3年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第22「認定第10号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第23「認定第11号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第24「認定第12号 令和3年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第13、認定第1号 令和3年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、認定第12号 令和3年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長（吉川裕幸君）

それでは、議案書33ページをお願いいたします。

認定第1号 令和3年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

お手元の令和3年度大和町各種会計歳入歳出決算書をお願いいたします。併せまして、議案説明資料認定第1号令和3年度一般会計歳入歳出決算の資料に基づきましてご説明申し上げます。

各種会計歳入歳出決算書の1、2ページをお願いいたします。

一般会計と10の特別会計、それぞれの決算額の総括表でございます。

一般会計でございます。

歳入収入済額につきましては148億2,773万5,554円、歳出支出済額につきましては142億2,249万2,935円となり、差引残額につきましては6億524万2,619円となったところでございます。

次に、3、4ページをお願いいたします。

一般会計歳入款別集計表でございます。

歳入合計といたしまして、5、6ページをお願いいたします。

予算現額計につきましては152億3,591万5,000円、調定額につきましては153億6,257万4,063円、収入済額につきましては148億2,773万5,554円となっております。

不納欠損額につきましては、624万1,526円でございます。

収入未済額につきましては、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引きました額となり、5億4,859万6,983円となっております。

予算対比につきましては97.32%、調定対比につきましては96.39%となっております。

次に、7、8ページをお願いいたします。

一般会計歳出款別集計表でございます。

歳出合計をお願いいたします。

予算現額計につきましては、歳入と同額でございます。支出済額につきましては142億2,249万2,935円となっております。

また、翌年度への繰越額につきましては、繰越明許費が7億281万7,000円、事故繰越が103万4,000円となっております。

予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引きました不用額が3億957万1,065円となっております。予算対比につきましては93.35%でございます。

続きまして、議案説明資料、認定第1号関係をお願いいたします。

主に決算額を令和2年度と比較いたしました資料となっております。

資料の4ページをお願いいたします。

一般会計決算額、歳入でございます。

金額または増減率の大きな款を万円単位で説明させていただきます。

表右側、差引C、増減率Dの欄をお願いいたします。

1款町税につきましては、法人町民税等の減により、1億9,288万円の減、3.2%の減となっております。歳入全体に占めます構成比につきましては39.8%となるところでございます。

2 款地方譲与税につきましては、国が国税として徴収いたしました税の一部が市町村に譲与されるもので、記載のとおりとなっております。

3 款利子割交付金から 9 款環境性能割交付金につきましては、県が徴収いたしました税の一部が市町村に交付されるもので、記載のとおりとなっております。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、記載のとおりとなっております。

11 款地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金等の増により 6,571 万円の増、307.8%の増となっております。

12 款地方交付税につきましては、4 年ぶりに普通交付税の交付団体となったことなどにより 1 億 8,616 万円の増、16.8%の増となっております。

13 款交通安全対策特別交付金から 15 款使用料及び手数料につきましては、記載のとおりでございます。

16 款国庫支出金につきましては、特別定額給付金給付事業費補助金等の減により 20 億 2,937 万円の減、38.9%の減となっております。

17 款県支出金につきましては、農地等災害復旧費補助金、吉田川床上浸水対策緊急特別事業の減などにより 2,089 万円の減、1.9%の減となっております。

18 款財産収入につきましては、財産売払い収入の減により 2 億 1,118 万円の減、90.7%の減となっております。

19 款寄附金につきましては、記載のとおりでございます。

20 款繰入金につきましては、基金繰入金の減等により 3 億 5,722 万円の減、41.9%の減となっております。

21 款繰越金につきましては、繰越事業の一般財源の減等により 4 億 490 万円の減、37.3%の減となっております。

22 款諸収入及び 23 款町債につきましては、記載のとおりとなっております。

令和 3 年度歳入合計につきましては 148 億 2,773 万円となり、令和 2 年度と比較いたしますと、差引合計で 28 億 2,865 万円の減、16.0%の減となったところでございます。

続きまして、5 ページ、決算額歳出でございます。

歳入と同様に、金額または増減率の大きな款を万単位で説明させていただきます。

表右側、差引 C、増減率 D の欄をお願いいたします。

1 款議会費につきましては、記載のとおりでございます。

2 款総務費につきましては、特別定額給付金給付事業費等の減により 30 億 7,425 万円の減、67.1%の減となっております。

3 款民生費につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業、認定こども園施設整備費事業補助金等の増により10億6,452万円の増、27.0%の増となっております。

4 款衛生費につきましては、災害廃棄物業務委託料、黒川地域行政事務組合負担金等の減により2億2,154万円の減、13.0%の減となっております。

5 款農林水産業費につきましては、食用米作付農家支援金等の増により9,344万円の増、27.2%の増となっております。

6 款商工費につきましては、企業立地奨励金、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の増により1億1,674万円の増、28.3%の増となっております。

7 款土木費及び8 款消防費につきましては、記載のとおりでございます。

9 款教育費につきましては、学校校舎建設基金積立等の増により1億4,884万円の増、7.6%の増となっております。

10 款災害復旧費につきましては、台風第19号災害復旧事業等の減により5億9,244万円の減、81.1%の減となっております。

11 款公債費につきましては、令和元年度借入れの減収補填債元利償還開始等の増により8,192万円の増、15.7%の増となっております。

令和3年度歳出合計につきましては142億2,249万円となり、令和2年度と比較いたしますと、差引合計で23億4,306万円の減、14.1%の減となったところでございます。

次に、決算事項別明細書の概要についてご説明申し上げます。

各種会計歳入歳出決算書19、20ページをお願いいたします。

歳入につきましては、節ごとに記載がなされ、備考欄に詳細を記載しているところでございます。ここからの金額の説明につきましては、万円単位とさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

1 款町税でございます。調定額につきましては59億8,756万円でございます。収入済額につきましては59億393万円、不納欠損額につきましては623万円となっております。

なお、不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づきましてその処分の手続を行っているところでございます。

収入未済額につきましては7,739万円となっております。

次に、1 項町民税でございます。収入済額につきましては23億932万円、前年度対比で2億445万円の減、8.1%の減となっております。

内訳といたしまして、1 目個人では収入済額が13億8,772万円となり、前年度より



276万円の増、0.2%の増となっております。2目法人では収入済額が9億2,159万円となり、前年度対比で2億721万円の減、18.4%の減となっております。

次に、2項固定資産税でございます。収入済額が29億1,152万円となり、前年度対比で1,709万円の減、0.6%の減となりまして、1目固定資産税28億7,518万円、2目国有資産等所在市町村交付金3,634万円となっております。

内訳につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

3項軽自動車につきましては収入済額9,134万円となり、前年度対比で212万円の増、2.4%の増となっております。

21、22ページをお願いいたします。

4項町たばこ税につきましては、収入済額3億1,929万円となり、前年度対比2,792万円の増、9.6%の増となっております。

5項入湯税につきましては、収入済額が17万円となっております。

6項都市計画税につきましては、収入済額2億7,226万円となり、前年度対比で140万円の減、0.5%の減となっております。

続きまして、2款地方譲与税でございます。収入済額が1億4,521万円となり、1項1目自動車重量譲与税、23、24ページをお願いいたします、2項1目地方揮発油譲与税、3項1目森林環境譲与税につきましては、いずれも収入済額は調定額と同額となっております。

次に、3款利子割交付金から5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。

25、26ページをお願いいたします。

6款法人事業税交付金から8款ゴルフ場利用税交付金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。

27、28ページをお願いいたします。

9款環境性能割交付金から11款地方特例交付金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。

29、30ページをお願いいたします。

12款地方交付税、13款交通安全対策特別交付金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。なお、12款地方交付税の内訳につきましては、備考欄記載のとおりとなっております。

31、32ページをお願いいたします。

14款分担金負担金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。

33、34ページをお願いいたします。

15款使用料及び手数料でございます。

1項使用料につきましては、収入済額が8,588万円となり、1目総務使用料から6目教育使用料までそれぞれの各施設等の使用に対しまして収納がなされたものでございます。

1目総務使用料1節施設使用料は、庁舎及び各地区コミュニティーセンター等の使用料でございます。2節公共物使用料、3節町民バス使用料は記載のとおりとなっております。

2目民生使用料につきましては、ひだまりの丘使用料。

3目農林水産使用料につきましては、町民研修センター等の使用料でございます。

4目商工使用料の観光使用料につきましては、セツ森生産直所等の使用料でございます。

35、36ページをお願いいたします。

5目土木使用料のうち3節住宅使用料は、町営住宅家賃収入といたしまして、収入済額が4,843万円、収入未済額が257万円となっております。

6目教育使用料につきましては、小学校体育館及びまほろばホール等の使用料でございます。

2項手数料につきましては、収入済額が7,035万円となり、1目総務手数料から4目土木手数料までとなっております。

1目総務使用料につきましては、戸籍、住民表等の各種証明手数料、町税督促手数料等でございます。

37、38ページをお願いいたします。

2目民生手数料につきましては、ホームヘルパー派遣手数料。

3目衛生手数料につきましては、廃棄物処理手数料、飼い犬手数料等。

4目土木手数料につきましては、屋外広告物許可手数料でございます。

次に、16款国庫支出金でございます。

1項1目民生国庫負担金につきましては、収入済額11億3,961万円となっております。1節保健基盤安定負担金から、39、40ページをお願いいたします、5節老人福祉費負担金まで、それぞれの費目に対しまして負担金収入となっております。

2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策に対する負担金収入となっております。

3目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金は、収入済額6,681

万円となり、道路橋梁等災害復旧に係ります令和2年度からの繰越明許費及び事故繰越でございます。

次に、国庫補助金1目総務費国庫補助金でございます。1節個人番号カード交付事業費補助金から5節地方創生臨時交付金は調定額どおりの収入済額でございます。

41、42ページをお願いいたします。

5節地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応関連事業に係ります補助金でございます。

2目民生費国庫補助金につきましては、収入済額11億2,049万円となり、1節障害者福祉補助金から5節新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金の補助金収入となっております。3節子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の収入未済額につきましては、子育て世帯への臨時特別交付金事業に係ります繰越明許費でございます。

43、44ページをお願いいたします。

4節住民税非課税世帯等臨時特別交付金給付事業費補助金の収入未済額につきましては、住民税非課税世帯等への臨時特別交付金事業に係ります繰越明許費でございます。

3目衛生費国庫補助金1節保険衛生費補助金は、収入済額1億1,726万円となり、うち1,509万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係ります令和2年度からの繰越明許費でございます。

4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金は、収入済額1億9,535万円となり、うち8,051万円につきましては、道路改良等に係ります令和2年度からの繰越明許費でございます。収入未済額につきましては、道路改良等にかかります繰越明許費でございます。

45、46ページをお願いいたします。

2節住宅費補助金は、収入済額1,851万円となっております。3節都市計画費補助金は、収入済額49万円となり、収入未済額につきましては、都市計画街路整備事業に係ります繰越明許費でございます。

5目消防費国庫補助金1節災害対策費補助金は、収入済額32万円となっております。

6目教育費国庫補助金でございます。1節小学校費補助金から6節公立学校情報機器整備費補助金まで503万円の収入済額となり、うち377万円につきましては、3節学校保険特別対策事業費補助金の新型コロナウイルス感染症対策の令和2年度からの繰

越明許費でございます。

7目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金は、収入済額2億2,068万円となり、子ども医療費助成事業、道路改良工事等を実施したところでございます。うち3,629万円につきましては、天皇寺地区ほか排水路整備等の令和2年度からの繰越明許費となります。なお、収入未済額につきましては、天皇寺地区ほか排水路整備に係ります繰越明許費でございます。

47、48ページをお願いいたします。

8目1節農業費補助金は、収入済額786万円となり、農山漁村地域整備交付金となっております。

3項委託金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。

次に……。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午前11時10分とします。

午前10時57分 休 憩

午前11時09分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長 （吉川裕幸君）

それでは、決算書47、48ページでございます。

17款県支出金でございます。

1項県負担金2目民生費負担金1節保健基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金まで5億3,250万円の収入済額となっております。国庫負担金と同様にそれぞれの費目に対します県負担分の収入となっております。

49、50ページをお願いいたします。

2項県補助金でございます。

1目総務費県補助金1節総務管理費補助金は63万円の収入済額となっております。

2目民生費県補助金につきましては、1節社会福祉費補助金から3節児童福祉費補助金まで9,215万円の収入済額となっております。

51、52ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金は収入済額241万円となっております。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金及び2節林業費補助金は、収入済額5,201万円となっております。2節林業費補助金の収入未済額につきましては、林道橋梁補修工事に係ります繰越明許費でございます。

53、54ページをお願いいたします。

5目消防費県補助金2節小学校スクールゾーン内ブロック塀等除去工事助成金は収入済額9万円となっております。

6目1節教育費県補助金は、収入済額1,186万円となり、子どもの心のケアハウス事業等の補助金でございます。

7目1節市町村振興総合補助金は、収入済額921万円となり、内訳につきましては備考欄記載のとおりでございます。

55、56ページをお願いいたします。

8目1節みやぎ環境交付金は248万円の収入済額となり、鳥獣被害防止事業の補助金でございます。

9目災害復旧費県補助金1節農地等災害復旧事業費補助金は、収入済額4,826万円となり、過年度農地等災害復旧事業費補助金となっております。

10目商工費県補助金1節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び2節新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金は、収入済額2億8,333万円となっております。

次に、3項委託金でございます。1目総務費委託金から、57、58ページをお願いいたします、3目教育費委託金まで収入済額6,748万円となっております。

次に、18款財産収入でございます。

1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入は、収入済額335万円となっております。

2目1節利子及び配当金は、収入済額1,150万円となり、財政調整基金等の基金利子及び配当金でございます。

59、60ページをお願いいたします。

2項1目不動産売払い収入及び2目物品売払い収入につきましては、収入済額673万円となっております。

次に、19款寄附金でございます。

1項1目総務費寄附金から4目ふるさと寄附金まで4,138万円の収入済額となっております。

61、62ページをお願いいたします。

20款繰入金でございます。

1項特別会計繰入金につきましては、3財産区特別会計及び国民健康保険事業勘定特別会計から788万円の収入済額となっております。

2項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金から、63、64ページをお願いいたします、5目森林環境譲与税基金繰入金まで、4億8,644万円の収入済額となっております。

次に、21款繰越金です。繰入金につきましては、前年度からの繰越金6億8,082万円の収入済額となっております。

65、66ページをお願いいたします。

22款諸収入1項1目延滞金は、収入済額50万円となっております。

2項1目預金利子につきましては、歳計現金等の利子でございます。

3項貸付金元利収入1目1節民生費貸付金元利収入は、災害援護資金貸付金の償還といたしまして605万円の収入済額となり、収入未済額は880万円となっております。

2目1節商工費貸付金元利収入は、中小企業振興資金預託金の償還として3,670万円の収入済額でございます。

67、68ページをお願いいたします。

4項受託事業収入につきましては、1目事業費受託事業収入1節農地中間管理機構受託事業収入として11万円、2目教育費受託事業収入1節自転車競技場管理受託事業収入として937万円の収入済額となっております。

5項雑入でございます。

1目納付金につきましては、1億2,768万円の収入済額となっております。2節給食費納付金は、収入済額1億2,726万円となり、収入未済額は71万円となっております。

2目1節場外車券売場交付金は、379万円の収入済額でございます。

次に、3目1節雑入は、9,422万円の収入済額となり、内訳につきましては備考欄記載のとおりでございます。

69、70ページをお願いいたします。

23款町債でございます。

1 項 1 目民生債 1 節教育福祉施設等整備事業債は、8,061万円の収入済額となっております。

2 目土木債 1 節公共事業等債は、7,320万円の収入済額となっており、うち5,440万円については、悟溪寺橋橋梁補修工事施工管理に係ります令和2年度からの繰越明許費でございます。収入未済額につきましては、悟溪寺橋橋梁補修工事施工管理、吉田落合線新設工事に係る繰越明許費でございます。

71、72ページをお願いいたします。

2 節一般単独事業債は2,800万円の収入済額となっており、うち700万円は河川堆積土砂撤去工事に係る令和2年度からの繰越明許費となります。

4 目災害復旧債 1 節公共土木施設災害復旧債は、収入済額1,960万円となり、道路橋梁補助災害復旧事業等に係ります令和2年度からの繰越明許費でございます。2 節その他公共施設、公用施設災害復旧債の収入未済額につきましては、庁舎外壁災害復旧工事に係る繰越明許費になります。

5 目 1 節臨時財政対策債は9,260万円の収入済額となっております。

以上が一般会計の歳入でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

続きまして歳出でございます。

決算書は73、74ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書は25ページからとなりますので、併せてご参照をお願いいたします。

それでは、1 款 1 項 1 目議会費の主なものについてご説明いたします。

議会費につきましては、議会の運営に要するもので、定例会議、随時会議、各常任委員委員会等の活動に要した経費及び議員、職員の人件費などが主な内容でございます。前年度との比較で240万8,000円の増額となっております。

その主な理由といたしまして、議員期末手当におきまして、前年度改選直後の6月支給分が6月1日の基準日における在任期間3か月未満というものに応じ、新たに議員になられた方々の期末手当が減額となりましたが、令和3年度は満額支給となりますことからの差額131万4,000円の増、そして議員共済費の負担率の変更との差額99万

3,000円の減、事務移管となりました議会専用車の管理費、燃料費、修繕費、運転業務の委託料など、この部分で73万円の増、新たな取組といたしまして始まりました大和町議会のあり方プロジェクトに関する謝礼、お茶代などの経費45万円の増、そして政務活動費におきましては、前年度下半期分を予算減額いたしましたことから、その差額85万3,000円の増、これらの差異でございます。

続きまして、節ごとに説明をいたします。

1節は、議員18人分の報酬、2節は事務局職員3人分の給与、3節は議員の期末手当及び職員の各種手当、4節は議員の共済費及び職員の共済組合負担金でございます。以下、各款、科目の2節から4節までの人件費関係につきましては、一般職、特別職合わせまして会計年度任用職員の人件費関係となりますので、以降の説明は省略をさせていただきますのでご了承をお願いいたします。

7節は、年4回発行いたします議会だよりに掲載したスポーツ少年団等からの寄稿文に対しますお礼としての図書カード購入費、議会のあり方ゼミナールを開催した際の講師及び出席者への謝礼、お礼でございます。

8節は、本会議を含みます各種会議等の出席等に要します費用弁償及び職員の随行旅費でございます。

9節議長交際費でございますが、例年と比較し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴いまして、総会及び各種大会などの案内の減少により支出額が少なくなっております。

10節は、コピー代、追録代、新聞および地方議会人の購読料、議会時の生花、議会専用車の燃料代及び修繕料、議会のあり方ゼミナールを開催した際のお茶代、さらには、年4回発行しております議会だよりの印刷などに要した費用でございます。

決算書75、76ページをお願いいたします。

11節は、議会だよりの配付及び事務連絡等の郵送代、議会専用車の損害保険料に要します経費でございます。

12節は、会議録作成、令和3年は201時間ございました。及び議会専用車の運転業務の委託料でございます。

13節は、タブレット端末25台分のリース料、同じくタブレット内の文書共有システム使用料、会議出席の際の高速道路通行料、職員のセミナー出席の際の駐車料金でございます。

14節は、議会インターネット配信に伴いますLANケーブルの配線工事費でございます。



18節は、宮城県町村議会議長及び宮城黒川地方町村議会議長会ほか2協議会への負担金、政務調査費の交付金でございます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。

説明書につきましては29ページからとなりますので、併せてお願いいたします。

一般管理費につきましては、総務全般の管理費のほか、職員研修事業、職員の健康管理、公用車運行管理、行政区設置及び黒川地域行政事務組合負担金等に要した費用でございます。

初めに、1節につきましては、産業医及び総合案内に係ります会計年度任用職員3人分の報酬でございます。

77、78ページをお願いいたします。

7節は、顧問弁護士及び行政区長62人分の報奨費と退任区長への記念品、研修開催時の講師謝礼等に要した費用でございます。

8節は、職員の研修旅費のほか、総合案内の会計年度任用職員、産業医及び行政区長の費用弁償でございます。

9節は町長交際費でございます。

10節は、事務消耗品、新聞、図書等の購読代のほか、職員の身分証明書の更新等に要した費用、公用車の燃料代、区長会議、来客用のお茶代、人事管理上の各種様式の印刷、車検の整備用でございます。

11節は、電話の通信費用、公用車保険料、職員ボランティア保険料でございます。

続きまして、79、80ページをお願いいたします。

12節は、県公平委員会の事務委任のほか、区長配達業務委託、職員研修の委託費、職員の健康診断業務の委託料でございます。

13節は、公用車の有料道路通行料、出張時の駐車料金、そして官報検索システムの使用料でございます。

18節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費、宮城県滞納整理機構、宮城黒川地方町村会、そして職員研修時等の負担金のほか、区長会への活動の補助でございます。

21節は、公用車の物損事故に係ります損害賠償金でございます。

22節は、令和元年度実績に伴います宮城県移譲事務交付金及び宮城県県有処理交付金の返還金でございます。

22節は、町長車の車検に係ります重量税でございます。

続きまして、2目文書広報費は、文書管理、広報広聴等に要した費用でございます。

説明書は31ページからとなります。

1 節及び 8 節は、情報公開審査会並びに個人情報保護審査会の開催にかかる費用でございましたが、開催案件がなかったため不用額となったものでございます。

3 節は、みやぎふるさと CM 大賞に令和 3 年度は参加しており、採用から 2 年目の職員でその製作に当たったところでございます。その製作に係る時間外勤務手当でございませう。

7 節は、広報モニターへの謝礼として図書カードの購入代金等でございませう。

10 節は、コピー代金、大型インクジェットプリンターのインク代、広報たいわ 12 か月分の印刷費、例規集の追録代のほか、シンボルタワーの電気代などでございませう。

11 節は、郵便後納料金、電話料金の通信料、そしてシンボルタワーの保険料でございませう。

81、82 ページをお願いいたします。

12 節は、行政手続オンライン化に向けた行政手続制度整備支援業務を行ってまいりましたので、その委託料、そしてシンボルタワー敷地の除草業務の委託費でございませう。

13 節は、印刷機、大型インクジェットプリンター、ファクスの借り上げ料及び例規システムの利用料でございませう。

18 節は、社団法人日本広報協会への会費となります。

以上でございませう。よろしくお願ひいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、3 目財政管理費でございませう。

説明書につきましては、33 ページをお願いいたします。

そのほか、配付資料といたしまして、決算に関する説明の内訳及び交付金の使途に関する説明書の資料がございませうので、ご参考にしていただければと存じます。

まず、7 節につきましては、入札監視委員会委員の報酬であります。

10 節の消耗品は、コピー代金、事務用品、参考図書等の購入費等でございませう。食糧費は、入札監視委員会開催時のお茶代、印刷製本費は予算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書に要したものです。

12 節は、統一的な基準による財務書類等作成及び固定資産台帳更新業務並びに公会計システム保守料であります。

18節は、地方財務協会への負担金です。

24節積立金は、財政調整基金への積立て、町債管理基金は利子の積立て、まちづくり基金は今後に予定される事業のため積み立てたものであります。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

会計管理者兼会計課長吉川裕幸君。

会計管理者兼会計課長 （吉川裕幸君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

説明書につきましては、33ページをお願いいたします。

4目会計管理費は、会計一般管理費用となっております。

10節は、事務用品のほか決算書等の印刷製本費でございます。

11節は、口座振替に係ります回線利用料及び公金口座取扱手数料等でございます。

12節は、会計課及び出張所で収納いたしました公金納付書等を指定金融機関まで警備輸送いたします業務経費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

次に、5目財産管理費でございます。

説明書につきましては、33ページから34ページをお願いいたします。

財産管理費につきましては、吉岡コミュニティーセンター、吉田コミュニティーセンター、鶴巣防災センター、南部コミュニティーセンター、役場庁舎及び共用自動車並びに普通財産の管理費でございます。

83ページをお開き願います。

1節及び3節は、吉田コミュニティーセンター事務補助員2名分の報酬及び期末手当です。

7節は、吉田コミュニティーセンターに隣接する公園の除草作業及び鶴巣防災センター巡視員への報奨金であります。

10節は、各施設管理の消耗品代、燃料費、印刷代、光熱水費、施設の修繕料のほか、公用車の燃料及び車検、整備代などであります。

11節は、各施設の電話料金、給水検査料、公用車の車検印紙代、施設の火災保険料及び公用車の自賠責保険等でございます。

12節は、各施設の窓口受付や清掃、維持管理業務のほか、マイクロバス運転、普通財産の除草作業等でございます。

13節の土地借り上げ料は、吉岡コミュニティーセンター敷地借り上げ、機械借り上げ料は、令和3年度の新事業として庁舎のLED及び議会議場放送設備システム賃貸借です。借り上げ料は、公用自動車リース、テレビ聴取料、備品借り上げ料はAEDです。

14節は、庁舎敷地内の車庫シャッター、駐車場区画線工事のほか、地震による室内の内装修繕工事等です。

17節につきましては、机、椅子等の庁用器具等の購入です。

85ページをお願いいたします。

18節は、黒川地域防火管理協議会負担金及び防火管理者講習受講料です。

24節は、基金利子です。

26節は、車検時の重量税であります。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

続きまして、6目企画費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、34ページ下段から38ページ上段部分までとなります。

企画費につきましては、広域行政の推進、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の進行管理及び第五次総合計画等の策定事業、地域情報通信基盤整備事業、テレビ共同受信施設の管理、防衛施設周辺整備対策事業、米軍実弾射撃移転訓練及び日米共同訓練等に伴います安全対策、地域活性化事業、町民バス、デマンドタクシー運行事業、高等学校等通学応援事業、移住・定住促進事業、ふるさと寄附事業に要しました費用でございます。

初めに、1節につきましては、総合計画審議会委員等報酬でございます。

2節につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与でございます。

3節につきましては、各種業務に係ります職員手当のほか、会計年度任用職員の手当でございます。

7節につきましては、ふるさと寄附に係ります返礼品代、総合計画策定懇談会委員、にぎわい創出事業等検討懇談会委員、指定管理者候補者選定委員会外部委員、地域公共交通会議委員への謝金でございます。

8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償でございます。

10節につきましては、町民バス、デマンドタクシー共通回数券印刷代、町民バスの修繕料、各種会議の際のお茶代のほか、事務消耗品等に要しました費用でございます。

11節は、郵便料金、ふるさと寄附に係りますポータルサイトへの掲載料、クレジット決済の手数料、テレビ共同受信施設の共済分担金、町民バス車券手数料及び自賠責保険料でございます。

決算書87ページ、88ページをお願いいたします。

12節につきましては、町民バス、デマンドタクシーの運行業務、大和町第五次総合計画及び大和町第5次国土利用計画等策定関係業務、にぎわい創出事業等検討業務、光ファイバー網保守業務、ふるさと寄附業務でございます。

13節は、光ファイバー網設置に伴います電力柱、電話柱への添架料及び施設使用料、デマンドタクシー運行管理システム利用料でございます。

14節につきましては、まほろば百選標柱12基の更新設置工事でございます。

17節につきましては、町民バス停留所標識3基を購入したものでございます。

18節につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会のほか7団体への負担金、補助金につきましては、ふるさと産品開発協議会、鶴巣地域振興協議会への活動補助、高等学校等通学応援事業補助は、実人数80人への補助、子育て世帯等移住定住応援事業、三世帯同居応援事業、空き家住宅購入支援事業の3事業では、おのこの3件の補助のほか、子育て支援住宅入居時奨励金として17件、子育て支援住宅入居者子育て応援奨励金としまして7件の補助金交付に要した費用でございます。

24節につきましては、ふるさと寄附金として受けました歳入額のうち、返礼品の調達経費を除きました額をふるさと応援基金へ、また防衛施設周辺調整交付金を充当し、子ども医療費助成事業基金への積立てのほか基金利子分の積立てでございます。

26節につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、7目電子計算費。電子計算費は、電子計算機器等の管理運営に要した費用となります。

説明書は38ページとなります。

10節は、電算関係消耗品のほか、トナー、PCカートリッジ等の消耗品に要した経費でございます。

11節は、インターネット接続料、データ光通信回線網の通信費用、本庁舎出先機関の通信代等でございます。

12節は、LGWANメールサーバー機器、公式ホームページシステム、総合電算処理運用支援、自治体情報システム強靱化向上対策等の保守及び電算機機のシステム統合保守等の委託料でございます。

13節は、住民基本台帳、税システムの総合行政システムや、財務会計、人事給与、施設管理など、情報処理と情報管理を行うためのシステム等の借上料となります。

17節は、統合端末に不足が生じたことによりまして1台導入したものでございます。

18節は、宮城県自治体セキュリティクラウド運用費、県高度情報化推進協議会、宮城県市町村協働電子申請サービス提供業務負担金及び地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

では、決算書89から90ページをお開きください。

2款1項8目、失礼いたしました、続きまして8目出張諸費でございます。

杜の丘出張所の運営管理費になります。

8節につきましては、職員の事務連絡等に要しました旅費でございます。

10節につきましては、事務用品やコピー料金等の消耗品代でございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

次に、9目交通対策費につきましては、交通安全に係る各種事業の実施や、交通安全思想の啓蒙活動に要した費用であります。

説明書は39ページをお願いいたします。

7節は、交通安全指導員に対する報奨金です。

8節は、交通安全指導員の出勤、延べ374人分の費用弁償になります。

10節は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全啓発用看板、横断幕、新入学児童用黄色い帽子等の購入に要した費用、交通安全広報車のタイヤ購入、燃料代、車検整備代等であります。

11節は、交通安全指導員に係る傷害保険料及び交通安全広報車の保険料等でありませぬ。

18節は、黒川地区交通安全推進協議会及び大和町交通安全推進協議会への負担金、町内交通安全協会7支部に対します活動費補助金、後付け安全運転支援装置設置費補助金であります。

26節は、交通安全広報車車検時の自動車重量税であります。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、防災行政無線放送施設の管理運営に要した費用です。

10節は、防災行政無線施設の電気料及び屋外子局設備の修繕料であります。

11節は、防災行政無線親卓と黒川消防署に設置しております遠隔操作設備とを結んでいる専用回線使用料、防災行政無線聞き逃し確認ダイヤルに係る電話料金、再免許申請手数料等であります。

12節は、無線局定期点検業務委託、防災行政無線放送施設の年間保守点検業務及び移動系無線設備保守点検業務の委託料であります。

91ページ、92ページをお願いいたします。

13節は、防災行政無線長者館山再送信局管理用通路土地借上料であります。

14節は、吉岡まほろば2丁目地内の屋外子局設備の落雷被害に係る復旧工事費用であります。

18節は、防災無線の電波利用料であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。

説明書は、40ページとなります。よろしく申し上げます。

男女共同参画社会の形成に向け、意識の高揚を図るための啓発活動等に要した経費でございます。

1節及び8節は、男女共同参画推進審議会を開催した際の委員報酬及び費用弁償でございます。

10節は、事務用品及び男女共同参画推進審議会開催時のお茶代でございます。

続きまして、12目消費者行政推進事業費は、賢い消費者となるための講座開催や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置し、消費生活に係る相談、近年は特殊詐欺盗が非常に多くなっております。迅速かつ適切な処理を図るために要した経費でございます。

1節及び8節は、週1回消費生活相談員配置しておりますので、その相談員1名分の報酬、費用弁償でございます。

7節は、消費生活講座の開催時の際の講師謝礼でございます。令和3年度は、『暮らしを豊かに』～賢い消費生活の知恵～というものをテーマに、3回の講座を開催しております。

10節は、消費生活啓発用品、講師のお茶代及び啓発用リーフレット作成に要した経費でございます。

17節は、全国消費生活情報ネットワークに接続できる端末PC、パソコンを購入したものでございます。

18節は、区市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

続きまして、93、94ページをお願いいたします。

13目諸費の総務課分でございますが、防犯対策表彰式に要した経費、人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動、結婚相談、支援事業等に要した経費でございます。



1 節及び 8 節は、令和 3 年 9 月 6 日に開催しました町表彰審査委員会委員の報酬、そして費用弁償でございます。

7 節は、町政功労者表彰式記念品、結婚相談アドバイザーへの謝礼及び中学生人権作文コンテスト参加していただいた中学生への参加賞として図書カードを購入した費用でございます。

10 節は、表彰式に係ります各種印刷物の費用、人権啓発、社会を明るくする運動の啓発用品の購入代、そして、町内に設置しております防犯カメラの電気代に要した費用でございます。また、食糧費は、表彰審査委員会会議開催時のお茶代、人権相談の際の相談員の昼食代、文化の日の表彰等の際のお茶菓子代金でございます。

11 節は、結婚相談支援事業、そして表彰式に要した郵便料金、全国町村会総合賠償保障保険料などでございます。

12 節は、縁結び応援事業の委託料及び防犯カメラ 12 台の保守点検の委託料となります。

14 節は、暴力追放宣言看板設置工事、そしてもみじヶ丘、杜の丘地区への防犯カメラ各 1 基の設置工事の費用でございます。

18 節は、負担金として山岳遭難防止対策協議会大和支部のほか 5 団体への負担金と、大和町防犯協会への補助金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

同じく 13 目諸費のうち、財政課担当分につきましてご説明させていただきます。

説明書は 42 ページから 43 ページでございます。

初めに、13 節でございます。土地借り上げ料につきましては、宮床地区駐車場用地の借り上げ料です。

1 つ飛びまして 18 節は、3 財産区の特別会計から一般会計に繰入れを受けまして、地域団体への助成を行ったもの及び地区集会施設改修補助金を 4 地区に交付したものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく、町民生活課分でございます。

自衛官募集事務費でございます。

10節につきましては、ノベルティグッズ配付用消耗品代とコピー代でございます。

11節につきましては、郵便料金でございます。

18節につきましては、自衛隊家族会への補助金でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課課長亀谷 裕君。

都市建設課課長（亀谷 裕君）

同じく、諸費の都市建設課所管分について説明いたします。

防犯灯の維持管理、設置に係る費用となっております。

成果に関する説明書につきましては、40ページ下段をお願いいたします。

10節につきましては、防犯灯に係る光熱水費及び修繕料といたしまして、防犯灯数2,524灯分の電気料及び器具の不具合等により故障した防犯灯20灯の修繕に要した費用でございます。

14節は、区長さんなどからの要望により新設いたしました13灯の設置に要した費用でございます。設置した防犯灯につきましては、電柱添架式によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長 （小野政則君）

続きまして、2項徴税费でございます。

説明書につきましては、43ページから47ページになります。また、令和3年度の町税の課税状況につきましては、19ページから24ページに記載しておりますので、併せ

てご参照をお願いいたします。

1 目税務総務費につきましては、税務事務一般に要した費用でございます。

1 節と次のページの8 節につきましては、固定資産評価審査委員会に係る経費となります。

それでは、決算書95ページ、96ページをお願いいたします。

10節につきましては、消耗品としてコピー代、参考図書購入、追録代、証明書用紙等の印刷製本に要した経費でございます。

17節につきましては、事務所内の備品としましてシュレッダーを購入した費用でございます。

18節につきましては、仙台北税務署管内地区税務協議会財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でありまして、補助金につきましては、大和町農政貯蓄組合連合会及び宮城県たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2 目賦課徴収費でございます。

徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、土地家屋の評価業務及び徴収業務に要した費用でございます

1 節、2 節、3 節、4 節、次のページの8 節につきましては、収納事務補助員1 名、申告業務における事務補助員4 名に係ります報酬、給料、通勤手当及び社会保険料でございます。

決算書97ページ、98ページをお願いいたします。

7 節につきましては、納税に関するポスターコンクール応募者への記念品及び退任納税組合長への感謝状等に係る費用と、報奨金につきましては、納税貯蓄組合68組合に対します完納報奨金でございます。

10節につきましては、賦課徴収に係る事務用品購入に係る費用、公用車の燃料、車検整備費、町民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書等の印刷に要した費用でございます。

11節につきましては、還付通知用のはがき等の通信運搬費、軽自動車税環境性能割徴収取扱費、コンビニ、クレジット収納、預金調査、口座振替、不動産登記簿発行にかかる手数料及び公用車の損害保険料でございます。

12節につきましては、軽自動車税納税通知書発送業務、固定資産税に係る土地評価標準値下落修正業務、評価替えに向けた固定資産評価支援業務及び管理徴収業務における滞納管理システム保守委託に要した費用でございます。

13節につきましては、確定申告支援システム、固定資産管理及び家屋評価システムの機械借り上げ、高速道路通行料、システム利用料といたしまして、滞納管理システム及び地方税電子申告支援サービス、e L T A X対応国税連携システムサービスに係る費用でございます。

18節につきましては、電子申告等に係る負担金でございます。

22節につきましては、個人及び法人町民税、固定資産税等の税額の修正によります還付金及び還付加算金でございます。

26節につきましては、公用車に係る重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時58分 休 憩

午後 0時59分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

では、午後の部、どうぞよろしくお願いいたします。

決算書、97、98ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

成果に関する説明書は47ページから50ページをご参照ください。

1節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の賃金でございます。

決算書99、100ページをお開きください。

8節につきましては、J-LISでコンビニ交付に係りますシステムの工程試験に行った際の職員普通旅費と、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節につきましては、事務用品のほか参考図書、コピー代の消耗品代と、各種申請書等の印刷代でございます。

11節につきましては、ファクス回線利用料、郵便代、コンビニ交付に係る手数料で  
ございます。

12節につきましては、戸籍のシステム、住民票等コンビニ交付システム、マイナン  
バーカード裏面プリンター、マイナアシストの保守点検、戸籍システム改修業務、コ  
ンビニ交付工程試験対応業務等の委託料でございます。

13節につきましては、戸籍システム及びマイナンバーカード裏面プリンターの借り  
上げ料でございます。

決算書101、102ページをお開きください。

17節につきましては、本庁及び出張所の窓口用レジスターと守衛室用ファクシミリ  
機の購入代金でございます。

18節につきましては、コンビニ交付に係る運営負担金、マイナンバーカード関連事  
務に係る J-L I S への交付金でございます。

22節につきましては、中長期在留者居住地届出等事務委託費及び令和2年度マイナ  
ンバーカード交付事務費補助金の精算に伴う返還金でございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

続きまして、4項選挙費は、選挙管理委員会の開催、選挙啓発及び各種選挙に要し  
た費用のほか、令和3年度は衆議院議員総選挙と宮城県知事が同日に執行されたとこ  
ろでございます。

説明書は50ページからとなります。

初めに、1目選挙管理委員会費でございます。

1節及び8節は、委員4人の報酬及び費用弁償、10節は参考図書代でございます。

12節は、投票管理システムの保守点検料でございます。

次に、2目選挙啓発費でございます。

選挙についての啓発といたしまして、選挙ポスターコンクールを実施したものでご  
ざいます。

7節は、選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代等でございます。

続きまして、3目衆議院議員選挙執行費でございます。先ほど申し上げましたとお

り、宮城県知事選挙と同日選挙となりまして、小選挙区では当日有権者数2万3,007人、投票率55.47%でございました。4年前の平成29年10月22日に執行されました衆議院議員選挙小選挙区では投票率51.45%ということで、今回4.02ポイント上昇したところでございます。

なお、選挙期間は衆議院議員が10月20日告示、選挙期間が12日間、県知事選挙では10月15日告示、期間が17日間となり、重複期間に係ります経費で明確に按分ができないものにつきましては、衆議院議員選挙執行費から支出しているところでございます。

それでは、1節は、選挙管理委員会委員及び投開票管理者、立会人の報酬でございます。

2節は、期日前投票等に従事した会計年度任用職員の給料でございます。

103ページ、104ページをお願いいたします。

3節は、選挙管理委員会書記及び投開票事務に従事した職員の時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、そして会計年度任用職員の通勤手当でございます。

7節は、選挙公報配付賃金及びポスター掲示場設置の方へのお礼品、今回図書カードを用意しておりました、でございます。

8節は、報酬と同様選挙管理委員会委員及び投開票管理者、立会人の費用弁償でございます。

10節は、期日前投票、投票日当日の投票管理者、立会人及び選挙事務従事者の夕食代、そして入場券、選挙啓発のチラシの印刷代、その他事務用品でございます。

11節は、選挙入場券送付の郵便代、臨時電話設置に係ります電話料及び投票用紙計数機の点検料、今回2台分点検しております、でございます。

12節は、選挙ポスター掲示場設置・管理・撤去業務、選挙開票所備品設置・撤去業務、そして、投票用紙読取分類機の設置保守業務の委託料でございます。

13節は、投票所借り上げ料、投票所から開票所までの投票管理者、立会人、そして投票箱等の移送のためのタクシー借り上げ料でございます。

続きまして、4目県知事選挙執行費でございます。衆議院議員総選挙と同日選挙となりまして、当日有権者数2万2,774人、投票率は56.01%でございました。4年前も衆議院議員総選挙と同日選挙でございまして、その際は52.21%でございます。今回3.80ポイント上回ったところでございます。

内訳としまして、1節及び8節は、選挙管理委員会及び期日前投票の投票管理者、立会人の報酬、費用弁償でございます。

2節は、期日前投票等に従事した会計年度任用職員給料でございます。

3節は、選挙管理委員会書記及び投開票事務に従事した職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節は、期日前投票の投票管理者、立会人の夕食代、入場券の印刷代、その他事務用品代でございます。

105、106ページをお願いいたします。

11節は、選挙入場券送付の郵便代でございます。

12節は、選挙ポスター掲示場設置・管理・撤去業務及び投票用紙読取分類機設定保守業務の委託料でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。

説明書につきましては、引き続き51ページでございます。

統計調査費につきましては、平成24年から5年ごとに実施され、今回で3回目となる経済センサス活動調査、毎年実施される労働力調査及び毎月勤労統計調査、昭和51年以来5年ごとに実施され10回目となる社会生活基本調査のほか、大和町統計調査委員協議会運営等に要しました費用でございます。

初めに、1節につきましては、経済センサス活動調査の調査員、指導員に係ります報酬でございます。

2節につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与でございます。

3節につきましては、各統計調査員事務に従事した職員の時間外勤務手当等でございます。

4節は、会計年度任用職員の社会保険料でございます。

8節につきましては、各統計調査員及び指導員の費用弁償のほか、大和町統計調査員協議会移動研修随行に伴います職員旅費でございます。

10節につきましては、庁内事務消耗品のほか調査実施に当たり各調査員に配付する事務用品、食糧費につきましては、調査員を対象とした説明会の際のお茶代に要した費用でございます。

11節につきましては、郵便料及び調査員通信費でございます。

18節につきましては、県統計協会への負担金及び大和町統計調査員協議会への運営事業費補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

続きまして、6項1目監査委員費でございます。

監査委員費につきましては、監査委員2名、職員1名の報酬及び人件費、各種会計の監査等に要します経費でございます。監査におきましては、毎月の例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体等の監査及び審査の実施となります。

それでは、107ページ、108ページをお願いいたします。

1節及び8節は、監査委員2名分の監査及び審査等の実施に伴います出席報酬、費用弁償などの旅費でございます。

10節は、参考図書及び事務用品などの消耗品でございます。

18節は、宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐土君。

福祉課長 (蜂谷祐土君)

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等への支援、生活保護等事務費、灯油購入助成事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出しに要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明につきましては、52ページから併せてご参照をお願いいたします。

1節につきましては、会計年度任用職員の報酬でございます。



109ページ、110ページをお願いいたします。

7節につきましては、地域福祉計画推進協議会委員や講師等への謝礼でございます。

8節につきましては、会計年度任用職員等の費用弁償でございますが、支出はございませんでした。

10節の消耗品につきましては、事務用品及びコピー代に要した費用でございます。燃料費につきましては、公用車の燃料代でございます。食糧費につきましては、委員会開催時のお茶代でございます。印刷製本費につきましては、臨時給付金用封筒、灯油助成金印刷代でございます。修繕費につきましては、公用車の車検整備代でございます。

11節の通信運搬費につきましては、電話料金、臨時給付金及び灯油助成に係る対象者通知郵便料でございます。手数料につきましては、公用車の車検手数料、臨時給付金の口座振替手数料でございます。自動車損害保険につきましては、公用車の損害保険並びに車検時の自賠責保険料でございます。

12節につきましては、セラピー広場の管理業務及び臨時給付金のシステム導入業務に係る委託料でございます。

18節につきましては、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアセンターへの補助金でございます。

19節につきましては、灯油購入費助成事業費として助成券使用分及び臨時給付金に要した費用でございます。

24節につきましては、長寿社会対策としての基金利子分の積立てでございます。

26節につきましては、公用車の車検に要した自動車重量税でございます。

27節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

続きまして、111、112ページをお願いいたします。

2目老人福祉費でございます。

説明書につきましては、53ページとなります。

老人福祉費につきましては、生き生きサロン事業、老人クラブ活動事業、シルバー人材センターへの支援事業、敬老事業、高齢者への生活支援事業、老人保護措置事業、高齢者タクシー助成事業に要した費用でございます。

7節につきましては、コロナ禍によります各地区敬老会の開催中止に伴い、敬老者に対してお祝い品を購入し、進呈した経費。それで、満100歳の方及び敬老者の方への記念品代でございます。

10節につきましては、消耗品費、コピー料金であり、食糧費は敬老事業の行政区長

への説明会時のお茶代でございます。印刷製本費は敬老者名簿、高齢者タクシー利用助成券の印刷代でございます。

11節につきましては、敬老者に対してコロナ禍によります敬老会中止のお知らせに係ります通信運搬費及び敬老祝い金の口座振込手数料でございます。

12節につきましては、在宅高齢者等を対象としました寝具乾燥、消毒サービス事業、軽度生活支援事業等に要した委託料でございます。

18節につきましては、負担金といたしまして、宮城県シルバー人材センターへの賛助金会費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会経費でございます。補助金としましては、町内53地区の実施のとなりぐみ生き生きサロン事業への補助金及び大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ、老人クラブ連合会への助成金でございます。

19節につきましては、80歳以上の方への敬老祝い金及び満100歳の方に対する特別敬老祝い金、介護用品購入助成費用、養護老人ホーム等の入所者7名の保護措置費用、高齢者タクシーの利用助成費用でございます。

22節につきましては、令和2年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業補助金分2万5,500円及び令和2年度高齢者保健福祉事業費補助金41万679円の確定による償還金でございます。

27節につきましては、介護保険事業勘定特別会計への町介護保険及び人件費等を繰り出したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3目国民年金費です。国民年金に係る進達事務等に要しました経費でございます。

成果に関する説明書は55ページをご参照ください。

10節につきましては、事務用品、コピー代、参考図書代でございます。

決算書113、114ページをお開きください。

11節につきましては、進達用の郵便料金でございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

それでは、次に4目障害福祉費についてご説明申し上げます。

決算書は、引き続き113、114ページをお願いいたします。

説明書につきましては、55ページ以降ご参照いただきたいと思います。

障害福祉費でございますが、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児及び障害者への給付、障害者交通費助成などに要しました費用でございます。

1節は、聴覚障害者の窓口での手続、相談時の手話通訳者、障害者の手続全般に係ります相談員及び福祉タクシー事業等の事務補助のためのパートタイム会計年度任用職員に要したものでございます。

7節でございます。身体障害者及び知的障害者の相談員、障害者支援区分認定調査員、巡回支援専門員等への謝金でございます。

8節につきましては、会計年度任用職員等の費用弁償でございます

10節は、コピー代、参考図書、事務用消耗品等の消耗品費、障害福祉サービスガイドブック及び福祉タクシー助成券などの印刷製本費でございます。

11節は、通信運搬費として郵便料金及び手数料といたしまして主治医意見書作成及び判定の手数料、国保連合会への介護給付費請求の審査支払手数料などに要しました費用でございます。

続いて12節は、障害福祉システムの保守及び改修業務、障害者等基幹機能型相談支援事業、意思疎通支援、移動支援、訪問入浴、日中一時支援事業、緊急時支援体制整備事業等の福祉サービス及び地域活動支援センター運營業務に要したものでございます。

13節は、障害支援認定調査時の有料道路通行料及び障害福祉サービスシステムの借り上げ料でございます。

18節は、黒川地域行政事務組合への障害者区分認定審査会の負担金、補助金といたしまして、町手をつなぐ育成会への運営費補助、運転免許取得、自動車改造への助成金でございます。

決算書115、116ページをお願いいたします。

19節です。備考欄記載の重度障害者日常生活用具給付等事業費から一番下の福祉タ

クシー助成事業まで10種類のサービスや給付に要しました費用でございます。

22節は、令和3年度分の障害者扶助費の国県補助金の確定に伴います償還金でございます。

よろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては59ページとなりますので、よろしく願いいたします。

ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターの維持管理等に要した費用でございます。

10節につきましては、消耗品でございます、センター内の電球、蛍光灯、事務用品等の購入費でございます。燃料費、光熱費につきましては、センターの維持管理に要しましたA重油の燃料、電気及び水道料金の費用でございます。修繕料につきましては、センター敷地内の駐車場車止め、インターロッキング、施設内の給湯器、消防用施設等の修繕に要した費用でございます。

11節につきましては、電話料金、受水槽の水質検査、浴槽設備休止作業に係ります手数料及びセンター火災保険に要した費用でございます。

12節につきましては、公園植栽剪定並びに除草業務、施設の長寿命化施策業務、総合案内、警備業務、機械設備保守点検等の施設管理業務委託料でございます。

117、118ページをお願いいたします。

13節につきましては、センター内にあります食堂の業務用食器洗浄機と1階ホールに設置しておりますAED機器のリース料及びテレビの聴取料でございます。

14節につきましては、センター周辺に設置されています福祉道路の誘導看板等の撤去工事でございます。

18節につきましては、黒川地区防火管理協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

成果に関する説明書は、60ページをご参照ください。

18節につきましては、県後期高齢者医療広域連合への町負担金でございます。

27節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰り出しでございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

説明書につきましては、60ページから62ページを併せてご参照願います。

児童福祉総務費のうち子育て支援課所管分につきましてご説明いたします。

児童福祉総務費につきましては、児童遊園等管理、幼児ことばの教室、あんしん子育て医療費助成、子ども虐待防止推進、特別児童扶養手当支給、未熟児養育医療給付、子ども・子育て支援対策、教育振興、児童支援センター運営、新生児臨時特別給付金、保育対策総合支援、保育士等処遇改善に要した経費でございます。

1節は、子ども・子育て会議委員への報酬と子ども家庭支援員等の会計年度任用職員に要した経費でございます。

決算書119ページ、120ページをお願いいたします。

7節は、未就学児童向けのことばの教室の指導者及び大和町虐待防止対策地域連絡協議会委員への謝金でございます。

8節は、子ども・子育て会議委員と会計年度任用職員の費用弁償でございます。

10節は、コピー代、図書購入、事務用消耗品購入代、公用車の燃料費、要保護児童実務者会議の際のお茶代、医療費受給者証、子育て情報誌「ぽっかぽか」の印刷代、児童遊園の水道等の光熱水費、ベンチの修繕料でございます。

11節は、あんしん子育て医療費助成及び児童手当事務に係る郵便料、児童支援セン

ターの電話代、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の損害保険料等でございます。

12節は、児童支援センター運營業務委託及びあんしん子育て医療給付、未熟児医療給付の審査及び支払い事務の委託、児童支援センターのエアコン等の清掃に要した費用、さらに、児童遊園の遊具点検、除草作業等の施設管理に係る業務の委託に要したものでございます。

13節は、児童福祉担当者の研修会及び会議の際の有料道路通行料及び駐車場使用料でございます。

14節は、児童スポーツ広場のフェンス交換工事でございます。

18節は、子育て支援サークル団体への補助、私立幼稚園に対し園具等に係る経費の一部補助を行ったもの、また新型コロナウイルス感染症に対する保育施設への体制を整えるため、消毒作業に費やす経費や物品購入への補助を対象施設に行ったもの、さらに保育施設に勤務する職員の処遇改善、臨時特例事業として収入を3%程度引き上げる措置に要する経費に補助、交付金として新生児臨時特別給付金の支給を行ったものでございます。

決算書121ページ、122ページをお願いいたします。

19節は、あんしん子育て医療費、未熟児養育医療費の助成でございます。

22節は、令和2年度分子子育て世帯臨時特別給付金事業費、補助金の確定による返還金でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長 櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

同じく3款1項2目健康支援課所管の心身障害者医療費助成事業分でございます。

恐れ入りますが、決算書117、118ページまでお戻りいただきたいと思っております。

説明書につきましては、61ページ中段をご覧くださいと思います。

1節でございます。パートタイム会計年度任用職員として事務補助員に要したものでございます。

119、120ページをお願いいたします。

8節は、会計年度任用職員の費用弁償でございます。

10節は、コピー代、事務用消耗品等、医療費受給者証印刷代でございます。

11節は、通知等に要しました郵送料でございます。

12節は、医療費助成システムサーバーの更新に要したものでございます。

決算書121、122ページをお願いいたします。

19節でございますが、対象者667人への医療費助成に要したものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

続きまして、2目児童措置費でございます。

説明書につきましては、62、63ページを併せてご参照願います。

児童措置費のうち、子育て支援課所管分につきましてご説明いたします。

児童措置費につきましては、児童手当支給、第3子以降育児支援、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、独り親家庭等応援に要した経費でございます。

1節及び8節は、事務補助員に係る会計年度任用職員の報酬及び費用弁償でございます。

10節は、事務用消耗品購入代、児童手当現況届等の印刷製本代などがございます。

11節は、児童手当現況届の通知等の郵便料、子育て世帯生活支援特別給付金に係る口座振込手数料でございます。

12節は、児童手当法施行規則の改正等に対応するため、システム改修、独り親家庭等応援事業として、大和町産の特別栽培米ひとめぼれ10キロを対象家庭へ配付いたしました委託経費でございます。

13節は、児童手当システム賃借料でございます。

18節は、子育て世帯生活支援特別給付金5万円を対象児童249人に支給したものでございます。

19節は、児童手当特例給付の支給、第3子以降育児応援給付金として、出生祝い金10万円を42人へ、小学校入学祝い金5万円を45人へ、中学校入学祝い金5万円を33人へ支給したものでございます。

22節は、令和2年度児童手当等交付金確定による返還金でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく、町民生活課所管分でございます。

成果に関する説明書は同じく62ページをご参照ください。

10節になります。10節につきましては、お誕生祝いメッセージカードの台紙代等でございます。

以上になります。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、3目母子福祉費でございます。

母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療費助成、母子福祉対策に要した経費でございます。

10節は、コピー代、事務用消耗品購入代、受給者証等の印刷代でございます。

11節は、受給者証の郵送に係る経費を、18節は大和町母子福祉会への運営事業費補助を、19節は、母子・父子家庭医療費助成で受給者318人への助成でございます。

続きまして、4目保育諸費でございます。

説明書につきましては、63ページから65ページを併せてご参照願います。

保育所費につきましては、私立幼稚園から認定こども園に移行するための工事費への補助、もみじヶ丘保育所管理運営及び私立民間保育園の運営委託及び特別保育、障害児保育等への補助金の交付、施設等利用給付、病後児保育室運営に要した経費でございます。

1節は、もみじヶ丘保育所の嘱託医、小児科医及び歯科医師への報酬、会計年度任用職員、保育所用務員に係るものでございます。

7節は、もみじヶ丘保育所の退所児童への記念品、運動会時の商品に要したもの、保育所入所選考委員会への謝礼でございます。

決算書125ページ、126ページをお願いいたします。



8節は、会計年度任用職員の費用弁償、保育所職員の研修等の旅費でございます。

10節は、コピー代、保育教材代、事務用消耗品購入代、灯油代、保育所入所通知等の印刷代、もみじヶ丘保育所及び病後児保育室の電気料、水道料、ガス代、施設の小破修繕料、給食の賄い材料費でございます。

11節は、もみじヶ丘保育所及び病後児保育室の電話料、もみじヶ丘保育所のエアコン、ヒーター等の施設点検、保育料の口座振替にかかる手数料、火災保険料でございます。

12節は、私立認可保育園への運営委託費、もみじヶ丘保育所の給食調理、清掃、警備業務、消防施設の点検、病後児保育室の運営委託費、警備業務、保育無償化に対する子ども・子育てシステムの保守等の委託経費でございます。

13節は、もみじヶ丘保育所のAED及び印刷機のリース料、清掃用具のレンタル料、病後児保育室のAED及び券売機のリース料、子ども・子育て支援システムの賃借料でございます。

14節は、もみじヶ丘保育所の医務室、エアコン及び所定遊具の設置工事に要した経費でございます。

17節は、もみじヶ丘保育所のFF暖房機、防犯対策備品購入、うち繰越明許費は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け納期が遅れた病後児保育室の玩具、布団類の購入等でございます。

18節は、小規模保育事業、事業所内保育事業への負担金、幼児教育保育の無償化に伴う認可外保育施設利用者への給付金及び各種協議会、研修会に係る負担金、補助金につきましては、認定こども園へ移行する私立幼稚園に対し工事費等の補助、認可外保育施設や企業主導型保育事業を利用した保護者に対し利用料の補助を行ったもの、一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業などに係る運営費の一部を私立保育園へ補助いたしたものでございます。

22節は、令和2年度子ども・子育て支援交付金事業及び保育所運営費の精算確定によります国、県への補助金の返還金でございます。

決算書127ページ、128ページをお願いいたします。

続きまして、5目児童館費でございます。

説明書につきましては、65ページ、66ページを併せてご参照願います。

児童館費につきましては、7児童館の管理運営事業に要しました経費と、放課後児童クラブ事業に要した経費でございます。

1節は、7児童館の児童館運営協議会委員の報酬、会計年度任用職員に係る経費で

ございます。

7 節は、児童館の行事等の講師謝金でございます。

8 節は、運営委員会委員、会計年度任用職員の費用弁償、児童館職員研修の旅費でございます。

10 節は、消耗品購入代、ガス代、灯油代、電気料、水道料、施設の小破修繕に要した経費でございます。

決算書129ページ、130ページをお願いいたします。

11 節は、電話料、郵便料、検便手数料、施設の火災保険料、施設賠償責任保険料でございます。

12 節は、3 児童館及び吉岡放課後児童クラブの運營業務、エアコン点検、清掃業務、自動ドアの点検、床暖房システムの点検、樹木剪定、伐採業務、各児童館の消防施設点検、警備等の業務委託でございます。

13 節は、各児童館のAED及び印刷機、清掃用品のリース料、令和4年度から放課後児童クラブ有料化に伴う学童保育システムのリース料でございます。

17 節は、児童館に洗濯機、保育室カーテン、デジタルカメラ、ランドセル収納棚等の購入に要した費用でございます。

18 節は、県児童館連絡協議会、防火管理者協議会の負担金、補助金につきましては、民営の放課後児童クラブへのキャリアアップ処遇改善補助と、児童館母親クラブに対するものでございます。

続きまして、6 目子育て世帯臨時特別給付金給付事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して児童1人当たり10万円の給付金を支給したものでございます。

1 節及び8 節は、お知らせ通知等発送に係る事務補助員としての会計年度任用職員の報酬と費用弁償でございます。

10 節は、用紙代と封筒印刷代を、11 節は、通知に係る郵便料と口座振込手数料を、12 節は、給付金対応のシステム導入業務委託料を、決算書131ページ、132ページをお願いいたします。

18 節は、対象者2,910人、児童5,069人への子育て世帯臨時特別給付金を支給したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして、4款1項1目保険衛生費でございます。

保険衛生費につきましては、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝い品贈呈、栄養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業への出資繰出金、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出しなどに要しました費用でございます。

説明書につきましては、67ページ以降をご覧くださいと思います。

1節は、食育推進会議委員及び乳幼児健診、育児相談、妊産婦新生児訪問等に係ります会計年度任用職員としての保健師、看護師、保育士、栄養士、歯科衛生士、助産師、心理相談員、管理栄養士などの専門職への報酬でございます。

7節は、保健推進委員、健康たいわ21推進委員への報奨金、各種健診時の医師、心理相談員、助産師への謝礼、健康づくり実践者表彰及び献血協力者への記念品、出産祝い品贈呈事業の絵本とバッグ購入等に要しました費用でございます。

8節は、食育推進会議及び健康たいわ21推進委員会開催時の費用弁償、133、134ページをお願いいたします、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節は、健康づくり推進事業、母子健康手帳交付、乳幼児健診及び各種健診時の消耗品、封筒などの印刷、公用車3台の燃料費でございます。

11節は、保健師などが訪問時に使用いたします携帯電話の料金、各種健診通知に要しました郵送料、各種健診時に使用しましたタオルなどのクリーニング代及び公用車の損害保険料などに要しました費用でございます。

12節は、休日の在宅当番医制度事業、妊婦及び乳幼児の健診、訪問指導、乳児健診時の聴覚検査、電子母子健康手帳運用保守等に要しました費用でございます。

13節は、健康管理システム端末及びシステムの借り上げ料、乳幼児等のケア会議開催時に使用いたしました高速道路の通行料、駐車場使用料でございます。

17節は、妊産婦、新生児訪問用携帯電話を4台購入したものでございます。

18節は、黒川地域行政事務組合の黒川病院及び黒川浄斎場、こちらは町民生活課所管の予算となりますが、の負担金のほか、各種医療対策委員会等への負担金でございます。補助金につきましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会への運営補助金でございます。

19節は、里帰り等妊婦健康診査助成、里帰り等産婦健康診査女性及び特定不妊治療

費助成に要しました費用でございます。

23節は、上水道事業への出資金でございます。

27節は水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

説明書につきましては、74ページ以降となります。

予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症を含みます感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか、健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業、新型コロナウイルスワクチン接種に要しました費用でございます。

決算書135、136ページをお願いいたします。

1節につきましては、健診の準備、各種予防接種、健診、新型コロナウイルスワクチン接種などでの保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等の会計年度任用職員報酬でございます。

3節でございますが、時間外勤務手当としまして、集団接種を含みます新型コロナウイルスワクチン接種等に従事いたしました職員の時間外勤務手当でございます。及び管理職員の特別勤務手当、さらにパートタイム会計年度任用職員の期末手当でございます。

7節でございます。健康塾の講師、予防接種健康被害調査委員会委員及び新型コロナワクチン集団接種従事医師、看護師への謝金でございます。

8節は、予防接種健康被害調査委員会委員への費用弁償及び会計年度任用職員への通勤手当でございます。

10節は、予防接種、健康教育、がん検診及び新型コロナワクチン接種事業に要しました事務用品等の消耗品、コロナワクチン集団接種会場冷暖房用燃料、会議時のお茶、新型コロナワクチン接種予診票の印刷製本、コロナワクチン接種に投入をしました医薬材料等の購入に要しました費用でございます。

11節は、各種健診、新型コロナワクチン接種の予診票及び結果票等の郵送料、コロナワクチン接種コールセンターの電話料金、コロナワクチン接種に係ります廃棄物処理、クリーニング、ディープフリーザー設置に要しました手数料、新型コロナワクチン接種に係る雇用者の傷害保険料でございます。

12節は、健康管理システム改修業務、予防接種法に基づきます各種予防接種、結核健診、健康増進法に基づきます基本健診、各種がん検診、成人歯周病健診、脳健診及び新型コロナワクチン接種関連で集団接種コールセンター、ワクチン移送業務、接種券作成業務及び予防接種業務等に要したものでございます。明許繰越費につきまして

は、新型コロナワクチン接種体制確保業務、コールセンター業務を行っております。

13節は、新型コロナワクチン集団接種時の会場借り上げ料、同じく空調機器、受付用端末PCの借り上げ料、職員出張時の駐車場使用料、コロナワクチン接種ウェブ予約システム利用料でございます。明許繰越費につきましては、コロナワクチン接種ウェブ予約システム利用料でございます。

14節は、コロナワクチンコールセンター設置のための電話設備工事に要したものでございます。

決算書137、138ページをお願いいたします。

17節は、コロナワクチン接種のためワクチン移送、関連備品、集団接種会場用備品等を購入したものでございます。

18節は、東北大学ワクチン接種センター設置運営のための負担金及び集団接種住所地外接種者に係ります町村間の負担金でございます。

19節は、里帰り予防接種、医療用ウィッグ、乳房補正具及び子供インフルエンザ予防接種への費用助成に要したものでございます。

22節は、令和2年度分の感染症予防事業費国庫補助金の確定に伴います償還金でございます。

以上よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。環境計画推進、環境美化推進、ごみ不法投棄防止、公衆衛生活動、EMS事務推進、公害対策、狂犬病予防の各事業に要した費用でございます。

成果に関する説明書は、78ページから80ページをご参照ください。

1節につきましては、環境審議会委員9名の報酬でございます。

7節につきましては、環境美化推進委員への謝金及び大和インター周辺の花壇整備の作業賃金でございます。

8節につきましては、環境審議会委員の費用弁償でございます。

10節につきましては、事務用品等消耗品代、コピー代、防疫薬剤、狂犬病予防注射済みシール代、ペットの飼い方マナー啓発看板、公用車ガソリン代、臨時粗大ごみ回

収周知チラシ印刷代、防疫機器の修繕費等でございます。

決算書139、140ページをお開きください。

11節につきましては、電話料のほか、空き地除草通知の通信費、公用車に係ります保険料や車検時印紙代等でございます。

12節につきましては、臨時粗大ゴミ運搬処理、不法投棄ごみ処理、不法投棄監視パトロール及び撤去作業、機密文書処理及び紙リサイクル処理、河川水質検査、狂犬病予防注射等に係る業務委託費でございます。

13節につきましては、狂犬病予防注射時の会場借り上げ料でございます。

17節につきましては、防疫用背負い式薬剤散布機の購入代金でございます。

18節につきましては、町環境衛生組合連合会と黒川食品衛生協会大和支部への補助金及びみやぎグリーン購入ネットワークの負担金でございます。

26節につきましては、公用車の車検に伴う重量税でございます。

同じく2項1目廃棄物処理費になります。

一般廃棄物処理事業、資源回収奨励事業、環境美化施設整備補助、宮床山田埋立場の維持管理、災害廃棄物処理に要した経費でございます。

成果に関する説明書は、80ページから82ページをご参照願います。

1節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬でございます。

7節につきましては、ストックヤードの雑草刈り払い等賃金及び37団体に対する資源回収奨励金でございます。

8節につきましては、廃棄物減量等推審議会委員の費用弁償でございます。

10節につきましては、ごみ分別収集コンテナ代、ごみ集積所看板代、会議開催時のお茶代、ごみ収集計画表、納入通知書等の印刷代、集積場の取っ手修理代等でございます。

決算書141、142ページをお願いいたします。

11節につきましては、コンテナ保管庫の火災保険料等でございます。

12節につきましては、一般廃棄物収集運搬業務、動物死骸回収業務の委託料、宮床山田最終処分場の除草作業及び繰越し事業にしておりました令和元年台風19号による災害廃棄物仮置き場になっておりました鶴巣山田レクリエーション広場の現状復旧業務代でございます。

18節につきましては、黒川地域行政事務組合へのし尿処理、ごみ処理、最終処分場の運営経費、6地区11クリーンステーション整備の補助金でございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後 2 時10分とします。

午後 1 時 5 7 分 休 憩

午後 2 時 1 0 分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林振興課長兼農業委員会事務局長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、決算書141ページ、142ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目 農業委員会費でございます。

説明書につきましては、83ページから84ページとなります。併せてご参照をお願いいたします。

農業委員会活動及び農業者年金受託事務事業に要した経費でございます。

1 節につきましては、農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。

8 節費用弁償は、農業委員等の総会出席及び案件の現地調査の際の費用弁償でございます。

9 節は、農業委員会会長交際費でございます。

10 節消耗品費は、コピー代ほか事務用品費、燃料費は公用車燃料代でございます。

143ページ、144ページをお願いいたします。

印刷製本費は農業委員会だより及び農地転用の申請書印刷代でございます。

11 節は、郵便料金でございます。

12 節は、農地台帳システム保守点検料でございます。

13 節は、農業委員等の移動研修の際のバス借り上げ料でございますが、コロナ禍により執行しなかったものでございます。

18 節は、県農業会議、仙台地方及び黒川地域連合農業委員会の負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、続きまして財政課分につきましてご説明申し上げます。

決算書143ページをお願いいたします。

事業の概要につきましては、説明書の84ページをご参照願います。

2目農業総務費に、財政課が所管しております町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター及び落合ふるさとセンターの施設管理運営に要した経費がございます。

主な事業でございますが、10節からでございます。需用費につきましては、消耗品は清掃用具等でございます。燃料費はガス、灯油代等、印刷製本費は使用許可申請書作成代のほか、修繕料は各施設の壁や玄関タイル等の小破修繕等でございます。

11節は電話料です。

145ページをお開き願います。

手数料はピアノの調律、火災保険料は建物共済、自動車損害保険料のほか、保険料は施設賠償保険料です。

12節業務委託は、町民研修センターの窓口日直業務委託料です。施設備品管理委託は、施設の清掃業務、消防設備保守点検業務等であります。

13節は、AEDリース料、NHK受信料などです。

14節は、町民研修センターへのエアコン設置及び駐車場照明工事です。

17節は、宮床基幹集落センターの防油堤及び落合ふるさとセンターのベンチ購入等であります。

以上であります。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

決算書143ページ、144ページにお戻り願います。



続きまして、5款1項2目農業総務費のうち、農林振興課所管分につきましてご説明申し上げます。

成果に関する説明書につきましては、84ページでございます。

農林振興課分につきましては、人件費及び宮床ふれあい農園の管理運営費と公用車の管理が主なものとなっております。

10節消耗品費はコピー代、ふれあい農園用の管理用消耗品、燃料費は公用車及びふれあい農園の管理機の燃料代、光熱水費は宮床ふれあい農園の水道、電気料、修繕料は公用車車検及び宮床ふれあい農園の管理機の修繕料でございます。

11節でございます。

145ページ、146ページをお願いいたします。

手数料は公用車車検手数料、自動車損害保険料は公用車自動車共済分担金及び自賠責保険料、保険料は宮床ふれあい農園の建物火災保険分担金でございます。

12節業務委託はふれあい農園の施設管理で、施設備品管理委託料もふれあい農園の合併処理浄化槽の維持管理清掃に要するものでございます。

18節につきましては、公益社団法人みやぎ農業振興公社の現種苗に係る負担金及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

26節は、公用車の車検の重量税でございます。

次に、3目農業振興費でございます。

説明書につきましては、84ページから87ページでございます。併せてご参照をお願いいたします。

農業の振興に要した経費であり、農業制度資金利子補給事業、水稻病虫害防除推進事業、農業用プラスチック適正処理推進事業、農業経営改善支援活動費、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域等直接支払交付金事業、農地等環境保全対策事業、産直リースハウス事業及び有害鳥獣対策に要した経費でございます。

1節は、吉岡西部地区の土地区画整理事業に伴う農振区域の見直しのための農業振興地域整備促進協議会の開催のための14名分の報酬及び鳥獣被害対策実施隊45名分の報酬でございます。

7節は、認定農業者経営計画審査のための農業経営改善相談支援チーム会員の謝礼金でございます。

8節は、農業振興地域整備促進協議会の際の、会議の際の出席委員の費用弁償でございます。

10節の消耗品費は、イノシシ捕獲用くくりわな300基及びその部品代、そのほか多

面的支払機能交付金の事務用のコピー代等でございます。燃料費は公用車のガソリン代、修繕料は公用車車検整備。

11節は、有害鳥獣用の連絡用の携帯電話の通信費用でございます。

147ページ、148ページをお願いいたします。

手数料は、公用車車検手数料、自動車損害保険料は公用車の自動車保険及び自賠責保険料でございます。

17節機械器具費は、有害鳥獣対策として、イノシシ用の箱わな10基分の購入代等に要したものでございます。

18節負担金につきましては、黒川地域担い手育成総合支援協議会、全国及び県中山間地域活性化推進協議会、県青果物価格安定相互保証協会及び町有害鳥獣被害対策協議会への捕獲経費等への負担金でございます。補助金につきましては、農業制度資金利子補給、黒川農作物病虫害防除推進協議会、黒川地域農業用プラスチック適正処理推進委員会、新規就農者への活動支援助成、多面的機能支払交付金、農地中間管理事業を活用した経営転換支援助成、中山間地域振興事業としてのみどりの少年団への町単独助成、中山間地域等直接支払交付金事業として難波地区及び金取北地区への補助、J A新みやぎあさひな地区を通しての野鼠駆除、産直リースハウス事業等でございます。また、有害対策として、個別に農家が設置いたします35件の鳥獣被害防止侵入柵助成、狩猟免許新規取得及び更新に係る費用の一部助成、国の補助金を活用いたしましてイノシシ被害を食い止めます共同防除、侵入防止柵の管理に要した費用に対しまして、令和3年度は鶴巣下草地区でございますけれども、4.1キロに対しまして、キロ当たり10万円の補助を行ったものでございます。

26節は、公用車の自動車重量税でございます。

次に、4目畜産振興費でございます。

説明書は87ページでございます。

町畜産振興協議会を通しまして畜産農家へ予防接種の支援、管内の肉用牛の素牛に対する支援などに要した経費でございます。

18節は、負担金は町畜産振興協議会及び県畜産協会への負担金、補助金は、繁殖牛子牛事故共済事業及びJ A新みやぎあさひな地区管内素牛販売促進対策事業への補助金でございます。

24節は、肉用牛貸付事業運営基金利子分の積立てを行ったものでございます。

次に、5目農地費でございます。

説明書につきましては、87ページとなります。

老朽化した農業用施設の改修事業といたしまして、県単独事業であります豊かなふる里整備事業、排水機場の洪水調整事業、吉田地区農地整備事業、田んぼダム普及推進事業、農地及び農業用施設の改修を支援するための町単独支援事業といたしまして、農業環境整備事業及び王城寺原演習場周辺障害防止事業に要した経費でございます。

7節は、農道、ため池等の草刈りを地区へ依頼した分に対する謝礼でございます。

10節消耗品費は、ニジマス等稚魚の放流代、田んぼダムの推進のための堰板購入の経費、参考書等の事務用品代でございます。食糧費は工事等説明会の際のお茶代でございます。

149ページ、150ページをお願いいたします。

印刷製本費は、農業農村整備事業管理計画のカラーコピー代などでございます。修繕料は、農道及び農業用排水路等の修繕に要したものでございます。

11節は、農業用取水堰、水路、ため池などの農業用施設の賠償責任保険でございます。

12節は、杜の丘ため池等の維持管理業務、鶴巢北目地区農道付近の水路土砂撤去業務、農道高田下ノ原線の支障木撤去及び防災重点ため池であります宮床中野地区の支障木撤去、東北道に係ります鶴巢北目地区、落合蒜袋地区にございます歩道橋の点検業務、また今年度より県営事業として採択を受けました吉田地区の地形図作成業務を行ったところでございます。

13節の有料道路の通行料につきましては、高速道路の利用料、著作権使用料は建設物価版の単価データの利用率でございます。

14節は、県の補助事業であります豊かなふる里保全整備事業を活用いたしまして、宮床難波の高山農道の一部を舗装したものでございます。また、吉田の高田地区の大堤ため池の堤体の改修を行ってございます。

15節につきましては、農道等の補修用の常温アスファルト工材、敷砂利材代等でございます。

18節負担金は、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合及び大衡村外一町牛野ダム管理組合、県土地改良事業団体連合会、八志田堰用水路改修事業工事負担金、補助金は、大和町土地改良区への排水事業の補助、農業環境整備事業としての農家などが改修を行った農地20件、農業用施設18件の改修整備に対しまして助成を行ったものでございます。

27節は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、6目水田農業対策費でございます。

成果に関する説明書は、88から89ページでございます。

国の経営所得安定対策に基づく町水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用のほか、コロナ禍によります需要低迷による米価下落に対しまして、10アール当たり5,000円の支援を行った費用等でございます。

7節は、転作の現地確認の際の謝礼及び人・農地プランの検討の際の委員の謝礼代でございます。

10節消耗品費は、転作現地確認のための事務用品及びコピー代、食糧費は集落代表説明会の際のお茶代でございます。

11節通信運搬費は、経営所得安定対策交付金のための郵送料でございます。

12節経営所得安定対策支援システムの保守に要した費用、13節機械借り上げ料は経営所得安定対策システムへの賃貸料、車借り上げ料は現地確認の際の車を借りたものでございます。

151ページ、152ページお願いいたします。

18節の補助金につきましては、町地域水田農業推進協議会を通しましての助成といたしまして、水田農業向上改革対策支援事業、集落内での話合いの経費といたしまして50の転作組合に対しまして水田農業ビジョン推進事業補助金、集団営農用の機械整備事業といたしまして6組合に対しての転作用機械補助、国の補助事業を活用いたしまして環境保全米に対する取組に対する助成、そして、コロナ禍の米価下落に対する農家支援の補助を行っているところでございます。

次に、2項林業費1目農業振興費でございます。

説明書につきましては、89ページから90ページでございます。

林業の振興、農道の維持、整備、管理でございますが、森林管理巡視業務、森林病害虫対策、民有林育成対策推進事業、林道橋梁補修、設計業務及び県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線の工事負担金でございます。

7節は、林道鍛冶屋敷線、檀ノ下線、赤崩線等の除草及び支障木の撤去に係るもの、また、森林環境税の活用の方針を定めるための検討委員会2名分の委員謝礼でございます。

10節消耗品費は、林道現地確認用事務用品代、修繕料は林道石塚線、嘉太神線等の修繕に要したものでございます。

12節は、森林環境巡視、森林病害虫防除、南川ダム千本桜維持管理業務、蛇石せせらぎの森管理業務、林道大平桑沼線等の除草業務、森林情報管理システムの保守管理及び林道高倉線除雪業務、林道橋梁等の修繕に要したものでございます。また、南川

ダム上流部で実施いたしました森林管理制度に基づく民有林意向調査につきましては、区域等の選定に時間を要しましたことから、令和4年度へ繰越明許を行っております。

14節は、林道滝ノ原蘭山線の一部舗装工事を実施したもので、明許繰越は林道湯名沢線にかかります林道橋の補修工事でございます。

16節は、林道補修に要します砕石購入費用でございます。

18節は、県林業振興協会、県緑化推進委員会会費、日本さくらの会、社団法人林業安全協会等への会費負担金でございます。また、県営林道として林道七ツ森湖泉ヶ岳線の整備負担金でございます。補助金は、民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業及び町林業地域推進協議会の補助でございます。

24節は、森林環境譲与税基金の利子分を積立てしたものでございます。

次に、3項1目水産業費でございます。

成果に関する説明書は、90ページでございます。

大和町発祥の伊達いわなの知名度向上及び、特に町内の販路拡大のための支援及びPR事業を行っております。

153ページ、154ページをお願いいたします。

10節の消耗品費につきましては、伊達いわなPR用マスク、啓発品代、水槽管理用清掃用品代でございます。

12節は、水槽清掃等の管理に要したものの。

18節負担金は、石巻市が会場として実施されました全国豊かな海づくり大会の市町村負担金、補助金は、生産者に対して町内飲食店等々に出荷した伊達いわなの頭数に応じまして生産者に支援を行った伊達いわな支援事業でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

続きまして、商工部門につきましてご説明いたします。

決算書は153、154ページをお開きください。

主要な施策の成果に関する説明書は、91ページからとなります。

6款1項1目商工総務費につきましては、職員7名分の人件費に係るものでございます。

2目商工振興費、商店街活性化対策事業として、くろかわ商工会大和まるごと市、飲食店などを支援するテイクアウトまつり及び空き店舗活用創業者への助成のほか、中小企業振興資金融資制度、工場立地対策及び企業誘致対策、また新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う事業者への支援策に要した経費でございます。

8節は、仙台北部中核都市企業誘致等促進協議会視察研修及び企業訪問に要したものの。

10節はコピー代、事務用品等の消耗品代。

11節は感染拡大防止協力金等振込手数料。

決算書155、156ページをお願いいたします。

12節は、仙台北部中核工業団地のり面、同工業団地中央公園内歩道等の除草及び支障木伐採業務に要した経費でございます。

13節は、企業訪問の際の高速料金代でございましたが、支出はございませんでした。

14節は、大和インター出入口企業案内看板修繕工事。

18節の負担金は、中小企業振興資金信用保証料補給金、宮城県企業立地セミナー東京開催分キャンセルに伴う実行委員会の負担金、補助金は、くろかわ商工会に対する経営改善普及事業、地域総合振興資金事業等の補助及び割り増し商品券発行事業に係る割り増し分の補助、大和まるごと市及びテイクアウトまつりへの助成、店舗取得改修推進事業は、空き店舗を利用して創業した4事業者への賃貸分の補助、中小企業振興資金等への利子補給、企業誘致対策としまして、企業立地奨励金3社、用地取得奨励金1社、用地取得助成金2社に要したものの、また新型コロナウイルス感染症関連支援事業としまして、感染症拡大防止協力金、経済対策助成金、休業協力要請等関連事業者支援金に要したものの。

20節は、中小企業振興資金貸付預託金。

21節は、宮城県信用保証協会への中小企業振興資金損失補償料でございましたが、支出はございませんでした。

次に、3目観光費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は、93ページ中段からとなります。

船形山、七ツ森、南川ダムを主としての周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、その他観光施設の維持管理、レンタサイクルに要した経費でございます。

7節は、升沢及び七ツ森遊歩道の除草、倒木処理作業、升沢避難小屋等の管理に要したものの。

10節の消耗品費は、コピー代、事務用品及び施設管理料、レンタサイクル用消耗品代等。燃料費は公用車の燃料代、印刷製本費は観光ガイドブック、七ツ森散策マップの増刷等。光熱費は旗坂野営場トイレの電気料。修繕料は南川湖畔生産物直売所室内扉・窓建具調整修繕、四十八滝運動公園女子トイレ扉修繕、七ツ森自然遊歩道入口案内看板修繕、四十八滝運動公園漏水修繕などに要したものでございます。

11節の通信運搬費は、町イメージキャラクター「アサヒナサブロー」に届いた応援年賀状に対しての返送用はがき代。手数料は、旗坂野営場給水施設水質等検査手数料、着ぐるみクリーニング代、火災及び自動車損害保険料は、商工観光課所管の町有建物の災害共済分担金、公用車の自動車損害保険料、レンタサイクル損害保険料等に要したものの。

12節業務委託料は、吉岡地区本陣案内所観光案内、観光PRバスツアー広告掲載、運行業務、吉岡地区本陣案内所開所5周年記念映画上映業務、七ツ森陶芸体験館長寿命化計画策定業務、南川宮床ダム周辺の公園管理等の業務等、四十八滝運動公園、七ツ森ふれあいの里、ダイナヒルズ公園及び七ツ森陶芸体験館の指定管理料に要したものの。施設・備品管理委託料は、旗坂野営場の維持管理に要したものでございます。

決算書157、158ページをお願いいたします。

13節会場借り上げ料は、吉岡地区本陣案内所の賃借料、船形山入山届ポスト設置場所の借用代、フィルム借り上げ料は吉岡地区本陣案内所開所5周年記念映画上映会「殿、利息でござる！」DVD素材料代でございます。

14節は、南川湖畔生産物直売所オペレーター装置交換工事、大和町観光案内標識修繕工事、七ツ森ふれあいの里トイレ改修工事に要したものの。

15節は、蛇石せせらぎ公園駐車場通路整備用碎石代として。

17節は、レンタサイクル用自転車、吉岡地区本陣案内所防犯カメラ購入に要したものの。

18節負担金は、宮城県観光連盟、宮城県物産振興協会、仙台宮城観光キャンペーン、宮城黒川地域地場産業振興協議会、船形山御所山連絡協議会及び防火管理者講習会2名分の負担金。補助金は、大和町観光物産協会へ助成を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課課長 亀谷 裕君。

都市建設課課長（亀谷 裕君）

続きまして、7款土木費でございます。

土木費につきましては、道路、河川、橋梁、都市計画、町営住宅及び子育て支援住宅の維持管理、建設に係る費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、96ページから100ページになりますので併せてご参照願います。

決算書157、158ページをお願いいたします。

初めに、1項1目土木総務費でございます。

説明書につきましては、96ページをご参照願います。

1節、8節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に要しました費用でございます。

決算書159、160ページをお願いいたします。

10節は、コピー料金、法令図書の追録及び参考図書の購入並びに道路計画説明会等におけるお茶代に要しました費用でございます。

11節は、道路パトロール、災害及び除雪時などの連絡に要しました携帯電話4台分の通信料に要しました費用でございます。

12節は、町道7路線、3.96キロメートルの道路台帳作成及び修正業務等に要しました費用でございます。

13節は、研修会などの駐車場使用料及び建設物価調査会等への著作権使用料のほか、土木工事積算システムの借り上げ料でございます。

18節は、宮城県道路協会ほか10の各種協会などへの負担金に要しました費用でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

7節につきましては、町道の除草、側溝清掃、除雪の補助作業などに要した費用でございます。

10節は、コピー料金、道路照明灯に係る電気料、公用車などの燃料代及び町道修繕、バスターミナルに係る電気料、上下水道料金のほか、除融雪PR用チラシ印刷代に要しました費用でございます。

11節は、公用車等に係る保険料、バスターミナルの火災保険料などに要した費用でございます。

12節は、除雪及び融雪等に係る業務、町道維持管理業務、除草及び街路樹剪定、道路清掃、土砂撤去等に係る業務並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務に要



した費用でございます。

13節は、町道南青木柴崎線ほか2路線の土地借り上げに要した費用でございます。  
決算書161ページ、162ページをお願いいたします。

14節は、単独事業といたしまして、町道山下大沢線の前払い金を含みます町道天皇寺高田線ほか4路線の舗装修繕、同じく町道長丁線の前払い金を含みます町道大柵長倉線ほか5路線の側溝修繕、町道長窪線ほか2路線の道路修繕工事に要しました費用のほか、繰越明許費は、令和2年度からの繰越しであります町道吉岡宮床線ほか2路線の舗装修繕工事に要しました費用。下段の繰越明許費につきましては、町道天皇寺高田線ほか4路線の舗装修繕、町道長丁線側溝修繕工事について令和4年度に繰越ししております。

15節は、碎石・アスファルト合材等道路維持補修用の資材、道路付属物の資材及び融雪剤の購入に要した費用でございます。

26節は、都市建設課所管の3.5トンダンプほか、2台の重量税に要した費用でございます。

続きまして、2項2目道路新設改良費でございます。

説明書につきましては、97ページをお願いいたします。

10節につきましては、コピー料金、図面の複写機に係る消耗品費、積算参考図書購入などに要した費用でございます。

11節は、町道舞野下草線視距不良改良事業に伴います不動産鑑定に係ります手数料でございます。

12節は、国土交通省補助事業といたしまして、町道吉岡宮床線に係ります高田中央橋ほかの橋梁点検業務のほか、橋梁長寿命化を目的とした修繕計画業務及び町道舞野下草線の視距不良改良事業に伴います用地測量及び物件補償調査業務に要した費用。繰越明許費は、令和2年度からの繰越しであります悟溪寺橋橋梁補修工事積算施工管理業務のほか、町道高田杉ヶ崎線にかかります杉ヶ崎橋ほかの橋梁点検業務のほか、橋梁長寿命化を目的とした修繕計画業務に要した費用でございます。下段の繰越明許費は、悟溪寺橋橋梁補修工事積算施工管理業務について令和4年で繰越ししております。防衛省補助事業としましては、町道雷神線ほか2路線の道路改良に伴います測量及び道路詳細設計に要した費用。単独事業といたしましては、町道保福寺支線の道路改良に伴います測量及び道路詳細設計に要しました費用でございます。

14節は、国土交通省補助事業といたしまして、悟溪寺橋橋梁補修工事の前払い金に要した費用のほか、町道小鶴沢線舗装改良工事、町道舞野下草線、仮称下草橋軟弱地

盤対策工事に要しました費用でございます。繰越明許費は、令和2年度からの繰越しであります悟溪寺橋橋梁補修工事及び町道舞野下草線、仮称下草橋排水路整備工事に要しました費用。下段繰越明許費は、令和3年度分悟溪寺橋橋梁補修工事について令和4年度へ繰越しております。防衛省補助事業といたしましては、町道深山線道路改良工事に要した費用のほか、天皇寺地区ほかの排水路整備工事の前払い金に要しました費用でございます。繰越明許費は、令和2年度からの繰越しであります天皇寺地区ほかの排水路整備工事、町道長尾線道路改良工事に要した費用。下段繰越明許費は、令和3年度分天皇寺地区ほかの排水路整備工事について令和4年で繰越ししております。

決算書163、164ページをお願いいたします。

16節は、町道舞野下草線視距不良改良工事におきまして、3筆、1,382.1平米の土地購入費の前払い金に要した費用でございます。繰越明許費は、令和2年度からの繰越しであります町道深山線道路改良事業、10筆、981.69平米の土地購入費用に要しました費用、下段の明許繰越費は、町道舞野下草線視距不良改良事業によります土地購入費用を令和4年度へ繰越しております。

18節は、国土交通省をお願いしております仮称下草橋下部工工事の令和3年度分負担金に要します費用と、繰越明許費は、令和2年度からの繰越しとして宮城県が実施しております吉田川床上浸水対策特別緊急事業で支障となります下原橋撤去工事に伴う負担金に要しました費用でございます。下段繰越明許費は、国土交通省をお願いしております仮称下草橋下部工工事、宮城県が実施しております下原橋撤去工事の残分負担金を令和4年度へ繰越ししております。

21節は、町道舞野下草線線視距不良改良工事の物件移転補償に要しました費用、繰越明許費は、令和2年度からの繰越しであります町道舞野下草線、仮称下草橋整備事業及び町道深山線道路改良事業物件移転補償に要しました費用でございます。

続きまして、2項3目橋りょう維持費でございます。

10節につきましては、悟溪寺橋照明灯修繕に要しました費用でございます。

14節につきましては、町道台ヶ森線にかかります山津沢橋橋梁補修工事の前払い金に要しました費用のほか、若畑橋橋梁補修工事に要しました費用でございます。繰越明許費としまして、山津沢橋橋梁補修工事を令和4年度へ繰越ししております。

続きまして、2項4目交通安全施設整備事業費でございます。

14節は、町道宮床難波線ほか7路線におきまして実施しました区画線等設置工事及び路面カラー舗装、グリーンベルト並びに防護柵工事に要しました費用でございます。

15節は、カーブミラー、ガードレール等の資材の購入に要しました費用でございます。

説明書につきましては、98ページをお願いいたします。

続きまして、3項1目河川費でございます。

7節につきましては、準用河川支障木伐採等の補助作業に要しました費用でございます。

10節は、鶴巣地区西側でございます樵排水樋管及び西川排水樋管に係ります電気料などに要した費用及び明ヶ沢川ほか修繕に要しました費用でございます。

12節は、吉田川と善川が合流する箇所でございます吉田川河川公園内樹木剪定等業務及び準用河川の現況把握するものとしたしまして行いました準用河川湯名沢川、明ヶ沢川現状測量業務並びに樵、西川両排水樋管の操作管理業務のほか、準用河川深山川支障木伐採業務等に要しました費用でございます。

決算書165、166ページをお願いいたします。

14節は、準用河川山田川の堆積土砂撤去工事、準用河川窪川護岸工事に要しました費用でございます。繰越明許費は、令和2年度からの繰越しとしまして、準用河川山田川の堆積土砂撤去工事に要しました費用でございます。

18節は、大和町河川愛護会への補助に要しました費用でございます。実施状況につきましては、説明資料98ページ中段に記載しております。6河川18地区、作業延べ人数555名の方々から河川愛護活動にご参加をいただいております。

続きまして、4款1目都市計画総務費でございます。

1節及び8節につきましては、都市計画審議会を1回開催した際の審議会委員の報酬及び費用弁償に要しました費用でございます。

10節は、消耗品としまして参考図書などの購入及び印刷用ロール紙の購入費でございます。食糧費としましては、都市計画審議会でのお茶代に要しました費用でございます。

12節は、都市計画マスタープラン策定業務、吉岡西部土地区画整理事業、防災調整池排水路等設計業務に要しました費用のほか、繰越明許費は、令和2年度からの繰越しとしまして都市計画道路吉田落合線測量設計業務に要した費用でございます。

18節は、全国街路事業促進協議会への負担金でございます。

決算書167、168ページをお願いいたします。

24節は、都市整備基金への積立てでございます。

続きまして、4項2目下水道費でございます。

27節につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、4項3目公園費でございます。

説明書につきましては、99ページをお願いいたします。

公園のほか緑地及び緑道等の維持管理に要しました費用でございます。

10節につきましては、公園等の街灯の電気料、上下水道料金のほか、遊具及び園道等並びに給水施設等修繕に要した費用でございます。

11節は、公園のトイレ、あずまや等の火災保険などのほか、吉岡東公園ほか4公園の水道開栓手数料に要した費用でございます。繰越明許費は、令和2年度からの繰越しといたしまして、宮城県都市開発公社に整備を依頼しておりました小野南中央公園あずまや設置に伴います建築確認及び給水施設審査手数料に要した費用でございます。

12節は、都市公園の指定管理委託料及び緑道等の管理委託料、もみじヶ丘1号公園ほか4公園の地元への管理委託料並びに公園緑地等の遊具等点検、もみじヶ丘1号緑地ほか支障木伐採業務、西下蔵公園ほか樹木剪定業務などに要した費用でございます。

14節は、城内大堤公園展望台改修、老朽化した一里塚公園あずまや撤去及び西柿木公園外周柵設置工事などに要しました費用でございます。

18節の繰越明許費は、令和2年度からの繰越しといたしまして、宮城県土地開発公社へ整備を依頼しておりました小野南中央公園の整備負担金及び給水施設水道課入金に要しました費用でございます。

続きまして、4項4目土地区画整理費でございます。

10節は、消耗品としましてコピー料金に要した費用。食糧費としましては、土地区画整理事業世話人会及び地権者説明会でのお茶代に要しました費用でございます。

11節は土地区画整理事業世話人会及び地権者説明会に伴います切手代でございます。

12節につきましては、令和2年度から令和4年度まで債務負担行為として行っております吉岡西部地区市街化区域編入、及び認可図書策定業務に要しました令和3年度分の費用でございます。

続きまして、4項5目街路事業費でございます。

11節は、不動産鑑定に要しました費用でございます。

決算書169、170ページをお願いいたします。

12節につきましては、都市計画道路吉田落合線改良工事に伴います用地測量業務の前払い金に要しました費用。繰越明許費は、同業務を令和4年度に繰越ししております。

16節は、繰越明許費としまして都市計画道路吉田落合線改良工事に伴います土地購

入費を令和4年度に繰越ししております。

18節は、繰越明許費としまして、宮城県で実施しております都市計画街路北四番丁大衡線整備事業の業務を令和4年度に繰越しして実施しますことから、負担金につきまして令和4年度へ繰越ししております。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。

町営住宅につきましては、中層住宅140戸、木造住宅18戸、合わせまして158戸及び吉田、鶴巣、落合地区子育て支援住宅27戸の維持管理に要しました費用でございます。

7節につきましては、子育て支援住宅敷地の除草作業等に要しました費用でございます。

10節は、事務用品及び図書購入、子育て支援住宅敷地内の照明灯等の光熱水費、町営住宅の電気設備、給排水設備などの修繕のほか、部屋の明け渡しに伴う修繕等に要しました費用でございます。

11節は、住宅の火災保険料、町営住宅受水槽の水質検査手数料及びハウスクリーニング代などに要しました費用でございます。

12節は、町営住宅消防設備保守点検、給水施設保守点検、ガス管点検、町営住宅敷地内除草等管理業務、吉田及び落合子育て支援住宅除雪業務などに要しました費用のほか、国土交通省補助事業といたしまして、西原第1住宅1号棟給排水管等更新実施設計業務に要しました費用でございます。

決算書171、172ページをお願いいたします。

13節は、宮床下小路住宅の借地料のほか、吉田、鶴巣子育て支援住宅に係ります吉田地区、鶴巣北目大崎地区テレビ共同受信施設使用に要しました費用でございます。

14節は、維持管理工事といたしまして下小路住宅3棟3戸、橋本住宅1棟1戸、道下住宅1棟1戸の解体工事、蔵下住宅1号棟及び下町住宅1、2号棟階段段鼻改修工事、蔵下住宅1号棟樋改修工事などに要した費用のほか、国土交通省補助事業といたしまして、蔵下住宅2号棟外壁等改修工事等に要しました費用でございます。

続きまして、5項2目子育て支援住宅建設事業費でございます。

説明書につきましては、100ページをお願いいたします。

10節につきましては、コピー料金及び事務用品などに要しました費用でございます。

11節は、入居者募集の広告掲載料、吉田宮床地区建築確認手数料などに要しました費用、繰越明許費は、令和4年度建築分の吉田宮床地区建築確認手数料を令和4年度に繰越ししております。

12節は、吉田地区子育て支援住宅建築実施設計業務のほか、吉田宮床地区の建築工

事施工管理業務に要しました費用、繰越明許費は、令和4年度建築分の吉田宮床地区子育て支援住宅建築実施設計業務につきまして令和4年度へ繰越ししております。

14節は、吉田地区、宮床地区子育て支援住宅建築工事に要しました費用でございます。繰越明許費は、令和2年度からの繰越しであります宮床地区子育て支援住宅造成工事に要しました費用でございます。

16節は、吉田地区、宮床地区の水道課入金及び吉田子育て支援住宅に係ります吉田地区テレビ共同受信施設組合加入金に要しました費用でございます。

以上が7款土木費に係る支出でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

次に、8款消防費につきましては、黒川地域行政事務組合への負担金、消防団活動、消防設備の維持管理及び水防団活動並びに災害対策に要しました費用になります。

決算書は171ページ、172ページをお願いいたします。

説明書は101ページになります。

1項1目常備消防費の18節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金であります。

2目非常備消防費につきましては、消防団員497名に対する報酬及び費用弁償、団員の装備品の購入等に要した費用になります。

1節、8節は、消防団員の報酬及び費用弁償になります。

7節は、団員表彰36名分の記念品代であります。

10節消耗品は、消防団員活動用安全靴、活動用資機材ほか、印刷製本費は火災予防啓発用の火の用心ミニポスター作成に要した費用であります。

13節は、火災の際の小型ポンプ搬送用車両借り上げ代であります。

17節は、新任団員の活動服一式の購入に要した費用であります。

18節は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報奨組合等への負担金及び大和町婦人防火クラブ連合会への事業費補助を行ったものです。

3目消防施設費は、防火水槽や消火栓など消防施設の維持管理や整備に要した費用になります。

10節は、消耗品といたしまして、消防水利用看板ほかの購入費用。燃料費は、小型

動力ポンプ、軽積載車等の燃料代。光熱水費はポンプ庫の電気料ほか。修繕料は、防火貯水タンクの塗装修繕、分団配備の軽積載車の車検代など消防等設備等の維持管理に要した費用であります。

11節は、小型動力ポンプ付軽積載車、ポンプ車の車検手数料、自動車損害保険料等であります。

12節は、蒜袋ポンプ庫移転用地の測量設計委託、もみじヶ丘多目的貯水槽の管理に要した費用でございます。

13節は、消防自動車車庫用地の借り上げ料であります。

14節は、蒜袋ポンプ庫移転新築工事、ホース乾燥柱移設工事、防火水槽修繕工事に要した費用でございます。

175ページ、176ページをお願いいたします。

16節は、蒜袋ポンプ庫移設のための土地購入費であります。

18節は、消火栓376基の維持管理に要した経費分を負担金として支出したものであります。

26節は、小型動力ポンプ付軽積載車6台及びポンプ車1台分の自動車重量税であります。

次に、4目水防費は、水防団員に対する費用弁償、水防活動用資機材の購入等に要した費用になります。

7節は、水防会議の委員報酬であります。会議を開催せず、支出はございませんでした。

8節は、水防団員に対する費用弁償。

10節は、水防活動用の救命胴衣や各種資機材の購入及び水防倉庫の電気料であります。

11節は、携帯電話の電話料、15節は土のう用山砂購入に要した費用でございます。

次に、5目災害対策費は、防災備蓄用品の購入等に要した経費となります。

1節、8節は、防災計画改定のための防災会議時の報酬、費用弁償であります。

10節は、防災備蓄用非常食などの購入費のほか、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る消毒液ほか感染対策用品等の購入、会議用お茶代、転入者配付用ハザードマップ概要版作成に要した費用でございます。

11節は、衛星携帯電話等の通信料、震度計情報等回線使用料、防災用W i F i の月額費用などあります。

177ページ、178ページをお願いいたします。

12節は、地域防災計画改定、わがまちハザードマップ運用保守に要した費用であります。

18節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金、危険ブロック塀除去事業補助金であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後3時15分とします。

午後 3時03分 休 憩

午後 3時14分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

それでは、引き続きよろしくお願いたします。

決算書の177、178ページの続きになります。

9款教育費についてご説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書については、103ページから107ページとなりますので併せてご参照願います。

まず初めに、9款1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に要した費用で、教育委員会の定例会12回と臨時会2回を開催したものでございます。

1節は、教育委員4名の報酬でございます。

8節は、教育委員4名の費用弁償。

9節は、教育長交際費でございます。

10節は、参考図書購入代などでございます。

18節は、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金でございます。

次に、1項2目事務局費でございますが、事務局の運営、確かな学びプロジェクト事業、土曜学習「まほろば塾」、教育相談員配置事業、夢と希望と志を語る会、外国



語指導助手配置事業、学校ICT環境整備事業、子どもの心のケアハウス運営事業及び各種団体に対しての負担金や補助等に要した費用でございます。なお、志まなび塾事業とこころのプロジェクト「ユメセン」事業については、新型コロナウイルス感染症防止のため中止といたしたものでございます。

1節は、教育支援委員会委員2名、いじめ問題対策連絡協議会委員及びパートタイム会計年度任用職員である教育相談員2名と、子どもの心のケアハウス職員5名の報酬でございます。

179、180ページをお願いいたします。

3節及び4節は、会計年度任用職員の教育相談員及び子どもの心のケアハウス職員の期末手当と社会保険料等でございます。

7節の報奨金は、夢と希望と志を語る会の講師謝金。賞賜金は教育論文応募者への図書カード代でございます。

8節は、教育支援委員会委員委員13名及びいじめ問題対策協議会委員8名に対する費用弁償、就学時健診等のための普通旅費、会計年度任用職員の教育相談員及び子どもの心のケアハウス職員の通勤手当でございます。

10節は、消耗品として事務用品、コピー、参考図書、新型コロナウイルス感染症対策の消毒用アルコール及びハンドソープ代など。令和2年度の繰越明許費は、令和2年の文部科学省補助事業のコロナ感染症対策の消毒用アルコールなどの消耗品費、燃料費は、公用車ガソリン代。食糧費は、就学時健康診断従事者及び夢と希望と志を語る会の講師への弁当代。印刷製本費は、大和町の学校教育及び家庭学習の手引きなどの印刷に要したもの。光熱水費は、子どもの心のケアハウス運営に係るもの。修繕料は、各小中学校のプリンター修繕等に要したものでございます。

11節は、電話料金、郵便料金、学校機密文書処理料、自動車保険料などに要したものの。

12節は、小中学校標準学力調査事業、外国語指導助手派遣業務、教育用コンピューター等保守点検業務、土曜学習「まほろば塾」事業、損害賠償請求訴訟に係る法律事務委任業務及び新型コロナウイルス感染症確認に伴う校舎等の消毒業務に要したものでございます。

13節は、学校教職員用コンピューター、デジタル教科書、モバイルWi-Fi、ネットワークセキュリティー機器、オンラインドリル及び子どもの心のケアハウスに係るノートパソコン、プリンター等の機械借り上げ料、夢と希望と志を語る会の生徒輸送、ケアハウス公用車の車借り上げ料、職員研修の際の高速道路通行料でございます。

17節は、小中学校情報機器購入事業として、普通教室用大型モニター15台及び小中学校加配教員用パソコン5台の購入に要した費用でございます。

181、182ページをお願いいたします。

18節は、富谷黒川地区中学校体育連盟ほか3団体に対する負担金でございます。

21節は、損害賠償請求事件に係る解決金でございます。

24節は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積立てを行ったものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、お手数ですが、179ページ、180ページに一度お戻りをお願いいたします。

2目の事務局費、生涯学習課分といたしまして、学び支援コーディネーター等配置事業につきましてご説明申し上げます。

成果に関する説明書につきましては、飛んでしまい大変申し訳ございませんが、111ページをお願いいたします。

学び支援コーディネーター等配置事業につきましては、令和4年度から9款4項1目の社会教育総務費に予算を計上いたしておりますが、昨年度令和3年度につきましては9款1項2目の事務局費で計上いたしております。誤りによりまして111ページの社会教育総務費に記載いたしておりました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、2目事務局費でございます。

学び支援コーディネーター等配置事業につきましては、町内小中学校での放課後自習教室、サマースクールを実施したものでございます。

7節でございます。報奨金275万1,700円のうち、コーディネーター及び放課後自習教室等でサポートいただきます学び支援員の謝金が225万1,700円でございます。

8節につきましては、費用弁償41万6,892円のうち、コーディネーター、学び支援員に係ります費用弁償が38万5,392円でございます。

10節の消耗品でございます。316万3,566円のうち、放課後自習教室、サマースクールに係ります消耗品費、コピー代が38万5,392円でございます。

11節でございます。通信運搬費48万3,686円のうち、放課後自習教室、サマースクールに係ります郵便代が2万8,288円でございます。保険料4万6,500円につきましては、コーディネーター、学び支援員に係ります傷害保険料でございます。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

恐れ入ります、181、182ページをお願いいたします。

次に、2項小学校費1目学校管理費は、小学校6校の施設維持及び児童、教職員の健康診断、学校管理費用、備品等の購入に要した費用でございます。

1節は、学校医、学校薬剤師への報酬でございます。

7節の報奨金は、吉岡小学校事務補助員及び体育館巡視員、林間教育サポーター及び樹木剪定作業に係るもの、賞賜金は運動会等の商品及び卒業生への記念品でございます。

10節は、小学校における事務用品、コピー代などの消耗品費、繰越明許費は、令和2年度文部科学省補助事業の新型コロナウイルス感染対策の消毒用アルコールなどの消耗品費、ガス、灯油、草刈り機、混合ガソリンなどの燃料費、来客用お茶などの食糧費、卒業証書、封筒印刷などの印刷製本費、光熱水費、施設備品等の修繕料でございます。

11節は、電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、ピアノ調律、カーテンクリーニング等の手数料、建物火災保険料、体育館巡視員に係る傷害保険及び施設賠償保険料でございます。

12節は、児童、教職員の健康診断、学校用務員、新型コロナウイルス感染症対策の校舎内消毒作業、嘉太神校舎管理業務などの業務委託料、施設備品管理委託料は、小学校警備業務委託料でございます。

183、184ページをお願いいたします。

13節は、鶴巣小学校進入路に係る土地借り上げ料、印刷機械借り上げ料、林間教育等における児童輸送のための車借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。

17節は、学校管理用備品、教材等の学校用備品、繰越明許費は、令和2年度文部科学省補助事業の新型コロナウイルス感染対策の備品購入代でございます。

18節は、学校管理下における児童の災害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会等への負担金でございます。

次に、2項2目の教育振興費は、小学校の学習支援員配置事業、教材備品整備事業、学校地域共学推進事業、児童就学援助費等扶助事業、魅力ある学校図書館づくり事業、遠距離通学費交付金事業、スクールソーシャルワーカー配置事業、学校図書支援員配置事業に要した費用でございます。

1節は、パートタイム会計年度任用職員の学習支援員16名及び学校図書支援員6名の報酬でございます。

3節及び4節は、会計年度任用職員の学習支援員及び学校図書支援員の期末手当、社会保険料でございます。

7節は、スクールソーシャルワーカー2名の報奨金でございます。

8節は、スクールソーシャルワーカーの費用弁償、会計年度任用職員の学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当でございます。

10節は、学校行事用品及び教材等の消耗品でございます。

11節は、不用薬品廃棄処分手数料、スクールソーシャルワーカーの損害保険料でございます。

13節は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、全6校の修学旅行に係るバス増便分の借り上げ料でございます。

17節は、学校教育備品等の整備及び魅力ある図書館づくりとして学校図書の整備に要した費用でございます。

185、186ページをお願いいたします。

18節は、学校地域共学推進事業として、各学校への交付金及び遠距離通学対策費として22名の対象事業保護者への通学費用の交付金でございます。

19節は、要保護5名、準要保護94名及び特別支援員教育就学児童35名に対する教材費や医療費等の援助及び令和4年4月に入学する児童5名に対し、入学前支給を年度内に行ったものでございます。

21節は、吉岡小学校新型コロナウイルス感染確認に伴う野外活動昼食のキャンセル料でございます。

次に、3目施設整備費は、施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検に要した費用でございます。

10節は、校庭用山砂等の消耗品費及び校舎の小破修繕料でございます。令和2年度からの繰越明許費は、令和3年2月発生の福島県沖地震で被災した施設の修繕でござ

います。

11節は、廃棄物運搬処理の手数料。

12節の業務委託は、難波校舎維持管理業務、鶴巣小学校植栽剪定業務、プール清掃業務、体育機器等安全点検業務、小野小学校枯れ木撤去業務に要したもの。施工管理委託は、吉田小学校校舎等照明設備LED化工事に係るもの。設備備品管理委託料は、学校設備保守点検等の業務に要したものでございます。

13節は、自動体外式除細動器AEDの借り上げ料でございます。

14節は、各小学校への自動水栓設置、吉岡小学校の教室天井等雨漏り修繕、宮床小学校の校舎屋上防水シート修繕、吉田小学校の暖房機交換、落合小学校の外部給水管修繕、小野小学校の手洗い場設置、ガラスブロック修繕、受水槽ポンプ交換に要したものでございます。また、宮床小学校、小野小学校、各小学校への防犯カメラの設置と宮床と鶴巣小学校の各小学校に校内電話機の更新工事を行ったものでございます。

繰越明許費は、令和3年2月発生の福島県沖地震で被災した小野小学校内部エキスパンションジョイントの修繕に要したものでございます。

17節は、令和2年度の繰越明許費で、新型コロナウイルス感染対策として校舎内に取り付ける自動水栓の購入に要したものでございます。

次に、4目小学校建設費は、吉岡小学校改築事業に要した費用でございます。

7節は、吉岡小学校改築検討委員会委員6名の報奨金でございます。

10節は、事務用品、コピー代などの消耗品でございます。

187、188をお願いいたします。

12節は、実施設計及びアスベスト含有調査の業務に要したもので、実施設計業務の一部を令和3年度に繰越しをしております。また、繰越明許費537万300円は、令和2年度から繰越しした基本設計業務に要したものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費は、中学校2校の施設維持管理及び生徒教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用でございます。

1節は、学校医及び薬剤師、パートタイム会計年度任用職員である大和中学校用務員1名の報酬でございます。

3節及び4節は、会計年度任用職員の期末手当と社会保険料等でございます。

7節の報奨金は、大和中の事務補助員1名、スクールバス回転場安全巡視員1名及び宮床中学校の体育館巡視員1名に係るもの。賞賜金は、体育祭の商品及び卒業生への記念品でございます。

8節は、学校業務員の事務連絡時の旅費でございます。

10節は、中学校における事務用品、コピー代、感染症予防アルコール代などの消耗品費、繰越明許費は、令和2年度文部科学省補助事業の新型コロナ感染対策の消毒用アルコールなどの消耗品費、ガス、灯油、草刈り機、混合ガソリンなどの燃料費、来客用お茶などの食糧費、卒業証書印刷などの印刷製本費、光熱水費、施設備品等の修繕料でございます。

189、190ページをお願いいたします。

11節は、電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、飲料水検査、ピアノ調律等の手数料、火災保険料、施設賠償保険料でございます。

12節は、生徒教職員の健康診断、学校用務員、スクールバス運行业務等の委託料及び学校警備に要したものでございます。

13節は、大和中学校スクールバス回転場に係る土地借り上げ料、印刷機械借り上げ料、中総体や駅伝大会等学校行事等における車借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。

17節は、学校管理用備品を購入したものでございます。

18節は、学校管理下における生徒の災害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会ほか3団体への負担金。補助金は、大和中学校の柔道男子個人、水泳女子個人、吹奏楽部の東北大会及び柔道男子個人の全国大会、宮床中学校のソフトテニス女子団体、水泳女子個人、卓球女子個人の東北大会及び卓球女子団体と個人、スキーアルペン競技女子の全国大会への参加補助金でございます。

次に、2目教育振興費は、中学校における教材備品の整備、学校地域共学推進事業、就学援助費、魅力ある図書館づくりに要した費用でございます。

1節は、パートタイム会計年度任用職員である学習支援員4名及び学校図書支援員2名の報酬でございます。

3節、4節及び8節は、学習支援員及び学校図書支援員の期末手当、社会保険料、通勤手当でございます。

10節は、学校行事用品、教材等のほか、4年に1度の教科書改訂に伴う教師用指導書、教科書の購入に要したものでございます。

11節の通信運搬費は、電話料金、手数料は、不用薬品の廃棄処分に要したものでございます。

13節は、プログラミング教育用ロボットの借り上げ料、新型コロナウイルス感染症対策として修学旅行に係るバス増便分の借り上げ料でございます。

191、192ページをお願いいたします。

17節は、学校教材備品の整備及び魅力ある図書館づくり整備事業として学校図書の整備に要した費用でございます。

18節は、学校地域共学推進事業として、中学校2名の交付金でございます。

19節は、要保護4名、準要保護47名及び特別支援教育就学生徒16名に対する教材費や医療費等の援助及び令和4年4月に入学する生徒14名に対し、入学前支給を年度内に行ったものでございます。

次に、3目施設整備費は、施設の整備、修繕、施設設備の保守点検に要した費用でございます。

10節は、消耗品として、学校用管理用砂等に要したものの、修繕料は、校舎等の修繕に要したものでございます。

11節は、廃棄物収集運搬処理の手数料。

12節は、宮床中学校テニスコート付近の樹木伐採と、学校設備保守点検等の業務に要したものでございます。

13節は、AEDの借り上げ料。

14節は、中学校2校への自動水栓と防犯カメラの設置、大和中学校の非常放送設備の更新、宮床中学校校庭暗渠排水工事に要したものの。繰越明許費は、令和3年2月発生の福島県沖地震で被災した大和中学校内部エキスパンションジョイントと屋上手すりの修繕工事に要したものでございます。また、事故繰越は、令和4年3月16日発生の福島県沖地震で被災した大和中学校飲料水高架水槽漏水補修工事であり、材料調達に日数を要したことから令和4年度に繰越ししたものでございます。

17節は、令和2年度の繰越明許費で、新型コロナウイルス感染対策として校舎内に取り付ける自動水栓の購入に要したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、4項1目社会教育総務費につきましてご説明をさせていただきます。

成果に関する説明書につきましては、107ページから112ページをご参照お願いいたします。

社会教育総務費は、生涯学習推進事業としてのまほろば大学の開校のほか、家庭教

育事業、青少年教育事業、成人教育事業として、子育て講座やジュニア・リーダー育成、協働教育の推進、原阿佐緒賞などを行ったものでございます。なお、昨年も新型コロナウイルス感染症により一部事業の中止や規模縮小、実施方法の見直しなど感染防止対策を取りながらの対応となつたところでございます。

1節につきましては、社会教育委員会委員13名分の報酬でございます。

193ページ、194ページをお願いいたします。

7節でございます。報奨金につきましては、文化講演会や家庭教育事業、青少年教育事業等に係ります講師謝金等でございます。賞賜金につきましては、第22回を迎えました原阿佐緒賞での受賞に係りますブロンズ代などでございます。

8節につきましては、社会教育委員等の費用弁償でございます。また、特別旅費につきましては、家庭教育事業での遊び場道場、成人教育事業での短歌教室の講師旅費でございます。

10節でございます。消耗品費につきましては、各事業実施に伴う事務用品、コピー代等でございます。燃料費につきましては、公用車2台のガソリン代などでございます。食糧費につきましては、会議や各種事業でのお茶代でございます。印刷製本費は、まほろば大学の募集案内や文化講演会のチラシ、協働教育ニュース、協働教育カレンダー、原阿佐緒賞作品集等の印刷代でございます。光熱水費は、民族談話室の電気料、水道料でございます。修繕料は、宮床宝蔵案内表示板の修繕、吉岡東官衙遺跡公園説明版の修繕を行ったものでございます。

次に、11節でございます。通信運搬費につきましては、各種事業の連絡等に要する郵送料です。広告料につきましては、月間短歌、現代短歌などに原阿佐緒賞の作品募集広告を掲載したものでございます。火災保険料につきましては、町有財産に係るもの、自動車損害保険料は、公用車2台に係るもの、保険料につきましては、各種事業に伴う傷害保険料でございます。

12節でございます。宮床歴史の村の指定管理料ほか社会教育施設の管理業務委託料でございます。

13節でございます。土地借り上げ料につきましては、民族談話室敷地借り上げに伴うもの、機械借り上げ料につきましては、協働教育に係る農機具の借り上げ料、有料道路通行料は、青少年教育事業で蔵王町への高速道路代などであります。

195ページ、196ページをお願いいたします。

14節につきましては、原阿佐緒記念館の外壁修繕、門柱の修繕、案内表示板の設置、旧宮床伊達家住宅雨戸どい等の修繕、宮床宝蔵雨どい取り付け工事を行ったものでご



ございます。

18節でございます。負担金につきましては、黒川地域行政事務組合、黒川郡社会教育委員連絡協議会、青少年のための宮城県民会議への負担金、ジュニア・リーダー研修の参加負担金でございます。補助金につきましては、健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議、ジュニア・リーダー連絡協議会等への補助金でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

続きまして、2目公民館費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、112ページから116ページをご参照いたします。

公民館事業では、新規事業を一部取り入れ、感染症対策を取り、事業実施いたしました。

次に、決算書の195、196ページをお願いします。

1節につきましては、図書業務を担当しておりますパートタイム会計年度任用職員4名分の報酬であります。

3節と4節は、同じく図書業務職員4名分の期末手当と、社会保険料であります。

7節につきましては、報奨金は、分館長報酬及び成人式における手話通訳、まほろば大学の各種教室、講座や資料作成に伴う講師謝礼、お話し協力者謝礼等であります。賞賜金は、成人式の記念品と記念写真代等であります。

8節につきましては、分館長が会議へ出席した際の費用弁償と図書業務職員4名分の通勤手当であります。

10節につきましては、図書購入費や成人式、各種事業での消耗品やパンフレット購入、公用車のガソリン、成人式協力者の昼食や成人式冊子の印刷代、公用車の整備代であります。

次に、197、198ページをお願いします。

11節につきましては、各種教室や講座の案内、会議開催通知、成人式の通知や記念品の送付等になります。また、電話料金、郵便料金、公用車の損害保険料等であります。

13節につきましては、図書システム借り上げ料や、図書管理システムソフト使用料であります。

18節につきましては、県公民館連絡協議会、黒川地域公民館等連合会への負担金、そして、町婦人会連絡協議会、連合青年団への補助金であります。

26節につきましては、公用車の車検に伴う自動車重量税であります。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。

成果に関する説明書につきましては、116ページ、117ページをご参照お願いいたします。

文化財保護費では、文化財愛護の普及活動、開発に伴います発掘調査、各種資料の調査、整理、周知展示事業などを行っております。

1節につきましては、文化財保護委員4名の報酬、また1月から3月までの3か月間雇用いたしました臨時職員に係ります会計年度任用職員の報酬でございます。

4節につきましては、会計年度任用職員に係ります社会保険料でございます。

7節につきましては、信楽寺跡地など史跡の草刈りや郷土史講座講師等の謝金でございます。

8節でございます。費用弁償につきましては、文化財保護委員に係るもの、特別旅費は、郷土史講座講師に係ります特別旅費、通勤手当は、臨時職員に係ります会計年度任用職員通勤手当でございます。

10節でございます。消耗品費につきましては、事務用品、コピー代、調査用品等でございます。燃料費は、発掘調査用発電機のガソリン代、印刷製本費につきましては、写真プリント代でございます。光熱水費につきましては、信楽寺跡地の電気料、水道料でございます。

11節でございます。通信運搬費につきましては、携帯電話料金、郵便料金でございます。手数料につきましては、信楽寺跡地の水道開栓手数料でございます。

13節につきましては、発掘調査に係ります重機の機械借り上げ料でございます。

199ページ、200ページをお願いいたします。

14節につきましては、鳥屋八幡古墳の文化財説明板を設置いたしましたものでございま

す。

18節につきましては、町内文化財保護団体7団体に対します補助金でございます。  
よろしくお願いたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

4目まほろばホールの管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は、117ページから120ページをご参照願います。

主に、まほろばホールの施設設備と施設利用の管理、まほろばホール運営委員会や文化振興協会による事業を実施いたしました。

決算書は、199、200ページをお願いいたします。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬であります。まほろばホール窓口業務を担当しておりますパートタイム会計年度任用職員2名の報酬であります。

3節と4節につきましては、同じく窓口業務職員2名分の期末手当と社会保険料であります。

8節につきましては、まほろばホール運営委員が会議に出席した際の費用弁償と、窓口業務職員2名分の通勤手当であります。

10節につきましては、各種消耗品、電気、水道、ガス、公用車のガソリン、冷暖房用灯油の光熱水費や施設小破修繕等の費用であります。

11節につきましては、電話料金、郵便料金、火災保険料、公用車の損害保険料等あります。

12節につきましては、舞台設備操作や総合管理等の業務委託、休日の窓口業務委託料等あります。

13節につきましては、AED借り上げ料、工事施工中の暖房器具賃貸借料や電話回線使用料等あります。

次に、201、202ページをお願いいたします。

14節につきましては、屋上防水改修工事、空調冷温水発生装置改修工事、舞台機構制御部更新工事等の費用でございます。

17節につきましては、ミシン、楽屋用サーキュレーター、加湿器の購入費用であり

ます。

18節につきましては、全国公立施設文化協議会等の負担金と、大和町文化振興協会運営事業費の補助金であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、120ページ、121ページをご参照お願ひいたします。

教育ふれあいセンター管理費は、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンター管理運営に要したものでございます。

7節につきましては、各教育ふれあいセンターの体育館巡視員の報奨金でございます。

10節でございます。消耗品費や施設の維持管理用品、燃料費は草刈り機の燃料代、印刷製本費は使用申請書の印刷代、光熱水費は施設の電気料、水道料、修繕料は各施設の小破修繕でございます。

11節は、水質検査の手数料、施設の火災保険料及び損害保険料でございます。

12節でございます。業務委託料につきましては、用務員委託や敷地除草等業務でございます。施設・備品管理委託料につきましては、施設警備委託、施設維持管理におきます設備等の保守点検委託を行ったものでございます。

13節でございます。機械借り上げ料はAEDの借り上げ料、テレビ聴取料は各センターに係るもの、清掃用具借り上げ料はモップのレンタル料でございます。

14節でございます。

203ページ、204ページをお願ひいたします。

14節につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターの高圧気中開閉器更新工事、落合教育ふれあいセンターの駐車場舗装工事、駐車場照明器具設置工事、各教育ふれあいセンターのトイレ様式化改修工事を実施したものでございます。

17節でございます。庁用器具費は鶴巣教育ふれあいセンター体育館のカーテンを購入いたしましたものでございます。

18節につきましては、黒川地区防火管理協議会への負担金、防火管理受講会受講負担金でございます。

21節につきましては、落合教育ふれあいセンター駐車場舗装工事に伴い敷地内の電柱の移設のための補償金でございます。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

続きまして、6目森の学び舎活動費は、森の学び舎の管理運営に要したものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書は、121ページになります。

10節は、清掃用品等の消耗品と電気及び水道料金でございます。

11節は、水道の開栓手数料及び火災保険料でございます。

12節は、施設の清掃等について三峰老人クラブに管理委託をお願いしたものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。

成果に関する説明書につきましては、121ページから124ページをご参照願います。

保健体育総務費は、スポーツ推進のため、審議会、スポーツ推進委員やスポーツ賞頭彰、奨励金、スポーツ施設の維持管理、教室、大会等に要したものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症により、体育施設の一時休館や人数の制限、各種大会等の中止があったところでもございます。

1節につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の報酬と、スポーツ推進委員15名分の報酬でございます。

7節でございます。報奨金につきましては、スポーツ推進員実技研修会に係ります

講師謝金、賞賜金につきましては、スポーツ賞、個人4名、団体2団体の顕彰に係りますブロンズ等の経費でございます。また、スポーツ賞奨励金を個人26人に交付いたしましたものでございます。

8節につきましては、スポーツ推進議会委員、スポーツ推進委員への費用弁償でございます。

205ページ、206ページをお願いいたします。

10節でございます。消耗品費につきましては、事務用品やコピー代、燃料費は公用車ガソリン代、修繕料は公用車の修繕でございます。

11節でございます。通信運搬費につきましては、郵便代、火災保険料は各体育施設に係るものでございます。自動車損害保険料は公用車に係るもの、保険料はスポーツ推進委員の傷害保険料でございます。

12節につきましては、体育施設指定管理委託料でございます。なお、繰越明許費は総合体育館の防水シート改修実施設計であります。

13節につきましては、スポーツ担当者研究協議会での山元町への有料道路通行料を予定しておりましたが、実績がなかったものでございます。

14節につきましては、ダイナヒルズ野球場駐車場区画線修繕工事、総合体育館等トイレ洋式化改修工事、総合体育館監視カメラ設置工事を行ったものでございます。繰越明許費出の工事請負費につきましては、令和3年2月13日発生の福島県沖を震源といたします地震によりまして被害がありました総合体育館のトレーニング室天井等修繕工事、総合体育館搬入口オーバースライディングドア・シャッターの修繕工事を行ったものでございます。

17節につきましては、総合運動公園のテニスコート用備品、支柱3組、ネット6枚、総合体育館A Iサーマルカメラ1台、総合体育館ハンドボールゴール等1組を購入いたしましたものでございます。

18節でございます。負担金につきましては、七ツ森ハーフマラソン大会開催準備に伴う負担金、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止による体育施設の休館、利用制限に伴う損失負担金、県スポーツ推進協議会負担金でございます。補助金につきましては、町スポーツ協会とスポーツ少年団への補助金でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、124ページをご参照願います。

広場管理費につきましては、宮床、玉ヶ池、鶴巢山田、北目、三ヶ内、5か所のレクリエーション広場の管理に要したものでございます。

10節でございます。消耗品費につきましては、グラウンド用の砂代でございます。光熱水費は各広場の電気料、水道料でございます。修繕料につきましては、宮床レクリエーション広場のトイレ配管修繕、鶴巢山田レクリエーション広場のホームベース修繕、トイレ修繕でございます。

11節につきましては、水道開栓手数料でございます。

12節につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託をしているものでございます。

続きまして、3目自転車競技場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、引き続き124ページをご参照願います。

自転車競技場は、宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして施設の維持管理を行っているものでございます。

12節につきましては、管理運営業務を体育施設指定管理者へ委託をしているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、207、208ページをお願いいたします。

4目学校給食センター費でございます。

学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。

施策に関する説明書は124ページになります。

1節は、パートタイム会計年度任用職員である業務員1名の報酬でございます。

3節、4節及び8節は、業務員の期末手当、社会保険料及び通勤手当であります。

10節は、給食センター施設の運営に要した消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、施設設備の修繕料及び給食の賄い材料購入費でございます。

11節は、通信運搬費として電話料、切手代、手数料として給食センター職員の検便検査、給食費振替等の手数料、厨房機器保守点検手数料、火災保険料、公用車損害保険料でございます。

12節の業務委託は、学校給食調理業務、可燃物処理業務など。施設備品管理委託は、自家用電気工作物保守点検及び警備業務等でございます。

209ページ、210ページをお願いいたします。

13節は、高圧食器食缶洗浄機、牛乳保冷库等の機械借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ、システム借り上げ料は栄養価計算システムの賃貸料でございます。

14節は、自動ドア装置等洗浄室エアカーテンの修繕及び真空遮断器、変圧器、高圧機器の更新工事を行ったものでございます。

17節は、牛乳保冷库、調理室用具などを購入したものでございます。

18節は、学校給食栄養士会及び学校給食共同調理場連絡協議会等への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。

決算書209ページ、210ページの中段でございます。

14節は、令和元年東日本台風で被災しました農業用施設であります鶴巣、太田、雲の川橋付近の農道及び鶴巣大平中地区の谷津沢の農業用ため池の復旧工事に要したものでございます。

18節も令和元年度の東日本台風で被災しました鶴巣大平排水機場を県営事業で災害復旧を実施していただきましたが、その工事負担金でございます。

次に、2目林業施設災害復旧費でございます。

14節は、令和3年2月13日の福島県沖地震で被災いたしました林道高倉線の復旧工事で、令和2年度予算を令和3年度予算へ繰越明許手続を行い実施したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課課長亀谷 裕君。

都市建設課課長（亀谷 裕君）

同じく10款2項1目道路橋梁災害復旧費でございます。



復旧費につきましては、令和元年の東日本台風により被災しました町道の災害復旧に要しました費用でございます。

決算書211ページ、212ページをお願いいたします。

説明書につきましては、125ページ中段となります。

14節は、補助災害復旧事業の繰越明許費としまして、令和2年度からの繰越し分、町道大柵長倉線ほか3路線。事故繰越は、同じく令和2年度から繰越し分、町道三ヶ内七曲り線の災害復旧に要しました費用、単独事業の事故繰越としましては、令和2年度からの繰越し分、町道五寺ノ坊線ほか1路線の災害復旧工事に要しました費用でございます。

同じく2項2目河川災害復旧費でございます。

河川災害復旧につきましても道路災害復旧同様東日本台風により被災しました河川の災害復旧に要しました費用でございます。

14節は、補助災害復旧事業の繰越明許費としまして、令和2年度からの繰越し分、準用河川深山川ほか3河川の災害復旧工事に要しました費用。事故繰越としましては、令和2年度からの繰越し分、準用河川根古川の災害復旧工事に要しました費用でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

次に、3項1目現年度単独災害復旧費でございます。

説明書につきましては、125ページをご参照願います。

こちらは、令和3年2月13日の福島県沖地震に係る復旧工事を繰越しいたしまして対応したものであります。

14節は、役場庁舎の内装、外装復旧工事及び空調設備修繕工事であります。繰越明許費は役場庁舎外壁タイル工事を令和4年度事業としたものでございます。

続きまして、11款公債費でございます。

説明書は126ページをご参照願います。

1項1目元金につきましては、借入先10機関への償還金であります。

同じく2目利子につきましては、借入れ先機関への利払いに要した経費であります。

12款予備費につきましては、213ページをお開き願います。

備考欄に記載しております6件の科目に対しまして合計702万6,791円を充用し、対応いたしましたものでございます。

以上、歳出合計、予算現額152億3,591万5,000円、支出済額142億2,249万2,935円があります。

それでは、215ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額148億2,773万5,000円。2、歳出総額142億2,249万3,000円。3、歳入歳出差引額6億524万2,000円であります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)繰越明許費繰越額2億4,483万2,000円に、(3)事故繰越繰越額103万4,000円の計が2億4,586万6,000円となりまして、5の実質収支額は3億5,937万6,000円でございます。このうち6の地方自治法の規定に基づきまして2分の1以上の額となる1億8,000万円を財政調整基金へ繰り入れるものでございます。5の実質収支額から6の基金繰入額を差し引きました1億7,937万6,000円が純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後4時08分 延 会